

令和3年度（2021年度）高齢者の権利擁護を考える集い

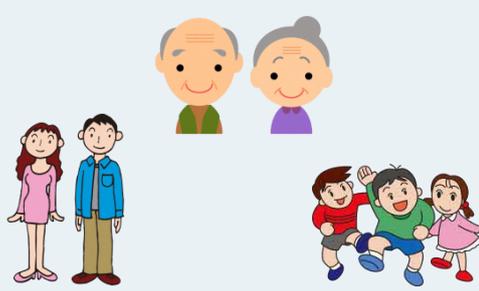
今、あらためて考えるケアラーを取り巻く課題とこれから ～高齢者権利擁護の視点から～

報告書

開催日時 令和3年(2021年)11月18日(木) 13:30～17:00

開催形式 YouTubeライブ及びZoomウェビナーによるオンライン配信

主催 北海道

時間	内容	講演者等
13:30～	開会・挨拶	北海道保健福祉部高齢者支援局長 吉田 充
13:35～ 13:55	行政説明 「北海道のケアラー支援の取組について」	北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課 介護運営担当課長 杉本 曜子
13:55～ 14:35	基調講演① 「コロナ禍における高齢者虐待への対応」	北海道高齢者虐待防止推進委員会 委員長 井川 寿幸 氏（札幌ことぶき法律事務所 弁護士）
14:35～ 15:15	基調講演② 「ケアラーが抱える課題」	一般社団法人日本ケアラー連盟 理事 中村 健治 氏（北海道社会福祉協議会 事務局長）
15:15～ 15:30	休憩	
15:30～ 17:00	パネルディスカッション 「高齢者を守り、ケアラーを支援するために できること」 	【コーディネーター】 ○ 北海道高齢者虐待防止推進委員会 委員長 井川 寿幸 氏（札幌ことぶき法律事務所 弁護士） 【パネリスト】 ○ 一般社団法人日本ケアラー連盟 理事 中村 健治 氏（北海道社会福祉協議会 事務局長） ○ 介護者支援ネットワークえべつケアラーズ 代表 加藤 高一郎 氏 ○ 栗山町 福祉総括兼福祉課長 森 英幸 氏 
17:00	閉会	

視聴方法

YouTubeアーカイブ

https://youtu.be/_0uk9fTfsdo



資料

北海道のホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/85151.html>



■ 開会挨拶

【司会】

ただいまから、高齢者の権利擁護を考える集いを開会します。

今年度は、「今、あらためて考えるケアラーを取り巻く課題とこれから～高齢者権利擁護の視点から～」と題して開催いたします。

私は、本日司会を務めます高齢者保健福祉課の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに主催者を代表しまして、北海道保健福祉部高齢者支援局長の吉田充から、開会にあたりご挨拶申し上げます。

【吉田】

北海道保健福祉部高齢者支援局長の吉田でございます。

本日はオンラインでの開催となりますが、ご参加いただいている方に大変感謝申し上げます。

道では、高齢者が安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めてございます。

一方で、施設におけます介護職員による高齢者虐待、あるいはご家族による虐待が後を絶たない状況になってございまして、こういった虐待を防止していくには、介護職員につきましては、介護に関する知識や技術を高めていかなければならないと考えておりますし、ご家族の方は、いろいろストレスが溜まって悩まれている方もいらっしゃると思います。

ご家族の方もそうですが、まわりの支える方々、関係機関もまずは介護が必要な方をしっかりと公的なサービスでつなげていただきたいということ、それとご家族が悩まれていること、地域包括支援センターをはじめ、サービス事業所の方々が受け止め、寄り添って、そうした中で介護が必要な方と一体となって支援していただくことが大変重要ですので、道としても、取組みを一層進めていきたいと考えてございます。

先に家族の方、ケアラーですが、状況についての実態調査をいたしました。

ご家族の方はご自身の身体のこと、健康のことで非常に悩まれているほか、自分の悩みを聞いてほしいといった訴えがあるということは、今回の調査で分かりました。

併せて、中学生・高校生に対しても調査をいたしましたところ、本来大人が担うべきである家事、家族の介護をしているヤングケアラーの約8割が誰にも相談したことがないといったことも分かったところであります。

道としては、知事からケアラーの方々を支援するための条例を制定し、そのもとに支援する取組みを進めていくとさせていただきます。

この集いにつきましても、そういった内容のものとなってございますので、よろしくお願いいたします。

本日は、北海道高齢者虐待防止推進委員会委員長でありまして、弁護士である井川寿幸先生に、「コロナ禍における高齢者虐待への対応」と題して講演をいただくこととしてございます。

そして2つ目のご講演として、「ケアラーが抱える課題」について、日本ケアラー連盟理事でありまして、北海道社会福祉協議会の中村健治事務局長にお話ししていただこうと思っております。

さらにパネルディスカッションでは、介護者支援ネットワークえべつケアラーズ代表の加藤高一郎様と、栗山町の森英幸福祉課長様にもご参加いただき、ケアラー支援についてご討論いただきます。

どうかこの集いが、皆様方にとって実り多いものになるようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

■行政説明：北海道のケアラー支援の取組について

【司会】

続きまして、「北海道のケアラー支援の取組について」と題して、北海道保健福祉部高齢者保健福祉課介護運営担当課長の杉本曜子から行政説明をさせていただきます。資料は1になります。

【杉本】

北海道保健福祉部高齢者保健福祉課で介護運営担当課長しております、杉本と申します。よろしくお願いたします。皆様にはご多忙のところ、本フォーラムをご覧くださいまして感謝を申し上げます。

私からは、北海道において現在取り組んでおります、ケアラー支援につきましてご説明させていただきます。資料をご覧ください。

皆様、最近ヤングケアラーという言葉がテレビや新聞報道などでご覧になったり、あるいはお耳にされた方もいらっしゃると思います。

まずケアラーという用語ですが、日本ケアラー連盟での定義によりますと、こころやからだに不調がある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこととありまして、ヤングケアラーではそのようなケアラーのうち、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っていることで、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どもと、国で実施いたしました調査で定義をされております。

ここでの子どもとは、18歳未満のお子さんを位置づけております。法令で定められているわけではございませんので、私どもも用語の意味はそのように扱っております。以降のご説明にあたりまして、介護や看病、お世話などの対象が多岐にわたりますことから、ここではケアラーという表現をさせていただきますので予めご了承ください。

そんなケアラーの方々が抱えておられる問題についてまとめております。

私たちはヤングケアラーを含むケアラーの方々への総合的な支援を検討しております。ケアをすることで自分の時間を十分にとることができない、周囲が家族をケアすることについて理解していないなどによって、身近な人に相談をしたり話題にしたりするような拠り所がなく、自身の健康損なったり、離職をしてしまう、いわゆる介護離職という問題も出てきます。

また、ケアラー問題が深刻なのは、ケアラーの年齢や現にケアをされている方の状態と人数、就業状況などの、ケアラーご自身の置かれている状況がそれぞれ異なっておられること、また家庭内のことで

すので、自分のご家族を家族がケアするのは当たり前とケアラーを取り巻く周囲の方が思っている、あるいはご本人を含むご家族でさえそう思っているという意識の問題がございます。家族に何らかの都合や用事があることで自分が仕事を休まなければならない、学校を早退しなければならない、そういうことに対する周囲の理解が得られない。親しい人に相談したり、事情を話しても、話を聞いてもらったその方は、家族をケアする経験がないから共感を得られない、相談機関にも行きにくい。そして他人に悩みを打ち明けることができずに、だんだん社会から孤立していく状況、こういうことが問題だと私たちは捉えております。

ヤングケアラーにつきましては、ケアしていることは家庭内のデリケートな問題だということであり、お子さん自身のお気持ちとして、家の中のこと、家族のことを他人に知られたくないの思いから、悩みや相談したいことがあっても、他のお子さんと同じように振る舞い、ヤングケアラーだと学校や周囲の大人たちに気づかれたい、このような状況から問題が表面化しにくいということです。

また2つ目ですが、学業への専念や友人とのコミュニケーション、部活動や学校行事への参加など、お子さんが社会人として成長していく大事な過程の中で、本来大人が担うべき責任や負担を、社会経験のない子どもさんがケアすることで担ってしまい、子どもらしい成長や学びに影響が出る、こういったことのほか、もともとケアをしている環境で育ってきておりますので、すでに家庭内の役割分担として子どもさんも当然にケアを行い、悩みがあっても無意識に受け止めてしまっていること、そんな中、ヤングケアラー問題がクローズアップされることで、家族をケアすることがあたかも悪いことなのかとお子さん自身が思ってしまい、なおさら誰にも話すことができなくなる。そして、本来あるべき健全な成長に影響が出てくる、ということも問題だと私たちは考えております。

次に、国や他の自治体の主な動きについてご説明させていただきます。

まず条例制定の動きについてでございます。道内外の自治体で動きがございます。議員提案ではありますが、埼玉県では全国初のケアラー支援条例が昨年3月31日に公布、施行されました。

続いて道内の空知管内栗山町では、全国の市町村で初めての条例が今年3月に制定され、4月1日に施行されています。その後6月に三重県名張市でも条例が制定されました。

一方、国におきましては、ヤングケアラーに関して動きがございまして、昨年12月に厚労省と文科省が連携をして全国調査を行い、本年3月には福祉、介護、医療、教育の各分野の関係課が連携をして、

一体としてヤングケアラー支援を行っていくため、厚労省と文科省がタッグを組んだプロジェクトチームを立ち上げ、5月に全国調査の取りまとめ結果が報告されました。

そして次に北海道の取組みでございますが、道におきましては、今年の2月に道教委を含めた関係各課で構成をいたします庁内連携会議を設置いたしました。そして6月には、ケアラーに関する専門的な知識や実態を踏まえたご経験をお持ちの方、また現にケアラーに関わっておられる当事者団体や市町村などの方々で構成をする有識者会議を設置させていただき、さらに7月にはこの後ご説明させていただきます実態調査を実施して、9月にはこの調査結果を基に、道議会の場で知事が今年度中の条例制定を表明しております。

それでは、ケアラーの実態調査についてご説明させていただきます。

道ではケアラーの方々に対します実効的な支援を行っていくため、ケアラーとヤングケアラーに関する実態調査を、アンケート方式で7月から8月にかけて行いました。調査対象につきましては、道内にお住まいの高齢者や障がいのある方をお世話しているケアラーのほか、地域包括センターなどの相談支援機関、また札幌市立の学校を除く公立の中学2年生と全日制定時制の高校2年生の生徒さんや公立のスクールソーシャルワーカーの方にもご協力をいただきました。ご協力いただきました皆様には、この場を借りて御礼を申し上げます。

道のケアラーの実態調査の結果につきましてですが、こちら11ページ以降に掲載をさせていただいております。この資料では、主な項目や回答割合が高いものを中心にまとめております。

例えば高齢者をお世話しているケアラーの場合、ご自分の心身の健康に不安を抱えている方が非常に多いこと、これによって相談できる相手や場所などを求めておられること。また自分のための時間がまあまあ取れている方は4割ほどおられ、その代わり全く取れていないという方が約20人に1人という割合でいらっしゃいました。また緊急時などに自分の代わりにケアをしてくれる人の存在が、誰もいないと回答された方が約5人に1人の割合でいらっしゃるといった結果でした。

また、障がい者のお世話をしているケアラーの方への調査の結果でございますが、ケアの対象が障がいのあるお子さんをケアしているケアラーの方、こちらもちろん高齢の親御さんが大人のお子さんを見ておられる場合もございますので、ケアラーご自身が亡くなった後の不安をお持ちの方が抱えておられ

る悩みの設問の中で97.3%と圧倒的に高く、そういう中で適切なサービスにつなげることや相談、精神的な支えを求めておられること。そして長時間ケアをされている場合がありますことから、自分のための時間があまり取れていないという方が4割強ほどおられ、自分の代わりに緊急時などにケアしてくれる人については約7人に1人の方が誰もいないという結果でございました。

そして、相談支援機関の場合でございます。ケアの対象となっている方が適切なサービスを受けてご家族と安心して過ごしていただく方法などを検討するため、ケアマネージャーや施設の相談員などがご家族の状況や普段のケアの内容などを事前に確認をさせていただいております。これまではケアの対象となっておられる方を重点に置いてきましたので、必然的にケアの対象の方が適切なサービスを受ければケアラーの負担が減るという考え方で、これまで政策が進められてきました。

間接的にはケアラー支援につながってはいるのですが、ケアラーに重点をおいたケアラー支援という視点が新しい考え方ということで、ケアラー支援をすべての職員が知っているという回答が39.9%にとどまってしまったという要因ではないかとも考えられます。

また、必要な支援としては、相談支援の強化やサービス提供体制を充実させることと考えておられ、我々行政には相談を受けて適切な助言やサービスにつなげることができる人材の育成や確保、そして専門分野をお持ちの他職種と連携するなどのサービス提供基盤の整備などが求めておられるという結果でございました。

次にヤングケアラーに関する調査結果についてでございます。

生徒の生活実態に関しまして札幌市立以外の公立の中学2年生、高校2年生の生徒さん、定時制の生徒さんにもご協力をいただきました。

ヤングケアラーという言葉の認知度について、内容を知っているとの回答は1割前後、自分の自由になる時間がないとの回答は2割程度、勉強する時間がとれないとの回答は1割強、そしてケアでの悩みについて相談した経験がないとの回答が8割前後と多かったですのですが、その理由といたしまして、誰かに相談するほどの悩みではないと思っているヤングケアラーの生徒さんからの回答が多かったとの結果でございました。

一方、学校とスクールソーシャルワーカーへの調査では、言葉を知っているが学校として特別な対応していないとの回答が、中学では約5割、全日制の高校では6割でありましたが、逆に言葉を知ってい

て学校として意識して対応しているとの回答では、中学校では4割強あったところでございます。

対応については、外部の支援につないだケースがあるというのが中学校で多く見られたことや、全日制高校では学校内での対応が多かったということ、スクールソーシャルワーカーの方々からは、支援にあたってはまず教員がヤングケアラーについて知ることが必要だとの回答が95.7%と圧倒的に多かったとの結果でございました。

以上の調査結果を受けまして、有識者会議では計画的にケアラー支援に取り組んでいくための条例が必要であるということや、相談窓口の周知、ケアラーとご家族を一体的に支援していくため公的サービスに適切につなげ、ヤングケアラーに関しては子どもさんの負担に対する視点や支援体制の整備、充実に向けた地域づくりの重要性についてのご意見やご指摘をいただいております。

最後に今後の取組みについてでございます。

現在作成中でございます条例につきましては、ケアラー支援を円滑に進めていくため行政や関係機関だけではなく、道民の皆様のご理解、ご協力が必要です。ケアラー支援を進めていく北海道の旗としての役割を持つケアラー支援条例を制定しようと、私どもは現在取り組んでおります。

このため条例制定に向けた情報発信として、市町村や相談支援機関などの窓口で、リーフレットを配布しておりますほか、道のTwitterやブログなども活用しながらお知らせをしております。ホームページで相談窓口の一覧や有識者会議、道議会での議論経過、先ほどご説明いたしました調査結果なども掲載しております。

「北海道ケアラー支援」とパソコンやスマホなどで検索をしていただければアクセスできますので、ぜひご覧ください。

また、今後条例の素案ができましたら、ホームページに掲載し、パブリックコメントも実施してまいりますので、皆様どうぞご意見をお寄せいただければと思っております。

そして今後の政策の方向性ということで、北海道の特性やそれぞれの地域の実情、調査結果の内容などを踏まえまして、ケアラーご本人による認識と道民の皆様や職場、学校などのご理解、またケアラーの方が悩みを抱え、孤立することのないよう、特にヤングケアラーの方の早期発見やケアラーの方々に対して適切な支援につないでいくための相談支援体制を作っていきます。

そして重要なことはケアラーの皆さんとそのご家族が安心して生活し続けることができるよう、社会全体で見守り応援していく地域づくり。この3つのポイントを柱に現在、支援策を検討しておりますの

で、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、ケアラー支援への取組みにつきましてご説明申し上げます。ありがとうございました。

■ 基調講演①：コロナ禍における高齢者虐待への対応

【司会】

それでは、基調講演に入ります。

はじめに、「コロナ禍における高齢者虐待への対応」と題して、北海道高齢者虐待防止推進委員会委員長であり、札幌ことぶき法律事務所弁護士の井川寿幸様にご講演いただきます。使用するの資料2となります。

井川先生、よろしくお願いたします。

【井川氏】

ただいまご紹介にあずかりました、弁護士の井川です。

私からは「コロナ禍における高齢者虐待の対応」と題してお話をさせていただきます。

基本的には養護者による高齢者虐待への対応の一般論になりますけれども、コロナ禍で特に気になっていることに踏み込みたいと思います。

用意したスライドは、40分の枠には少々分量が多く、適宜飛ばすかもしれません。後でご覧いただければと思います。

まず、コロナ禍における新たな問題について、この2年弱で気になっていることについて触れます。

やはり一番の問題は、会えない、様子が分からない、だから気づけないことだなと思います。

すでに虐待を疑われているケースなどと違って、新たなケースについてははじめから虐待を意識して臨むわけでないですので、会ってお話しして、耳だけでなく目や鼻で異常を感じ取るわけですが、そういうことができません。入口で気づけないまま高齢者への権利侵害が進みかねない不安があるところでは。

それを補うのにウェブ面談という手段もあるかもしれませんが、ただそれも、見える範囲がどうしても限られてしまいますので、やはり気づきにくくなっていることを自覚する必要があると思います。

それと、コロナ禍で養護者のストレスが高まっているところもあると思います。介護サービスが利用できなくなって負担が増えてしまう、介護サービスがコロナを理由にサービスの提供が一部止まってしまうとか、そういうことがあったりすると、どうしても養護者に負担が増える、養護者自身の収入が減ってしまう、人に会えなくて孤立してしまうといった事情で、虐待発生のリスクが高まっているところもございます。

それでいて、支援者もストレスが高まっていると思います。支援者ご自身も自分が被災者であることを意識していただき、燃え尽きないようにしていただきたいところですが、そんな中で、生命の安全が最優先されて、それはもちろん大事ですが、それで

あるが故に尊厳の保持や配慮する余裕を欠いていないかです。このあたり、高齢者虐待防止法の分析を通じてできることを考えていきたいと思います。

高齢者虐待防止法の目的というタイトルですが、法律の目指すところ、目的については法律の1条に記載がされています。

条文の分析のポイントとしては、まず高齢者に対する虐待が深刻である現状を認識した上で、虐待防止が重要であることを確認し、高齢者保護と、それだけではなく養護者支援も法律では目的としています。

児童虐待やDVの防止法などと違い、養護者支援も目的としているところが特色といえます。そしてこの虐待対応を、都道府県市町村の責務として明確に規定しているところも特色といえます。

そのように定められていることもありますので、市町村は自分が最終的な窓口になりますから、他に当たってということは言えません。逆に責務であると明言されることによって、家のことに口出ししないでくださいと言われても、法律でそうもいかないと言い返すことができるのかなと思います。

そしてこの目的のすべてが、究極的には高齢者の権利利益の擁護にあることも宣言されています。

なぜ高齢者虐待防止法が設けられたか、逆に虐待防止法がなかったらどうかと、反面的に問いかけをさせていただきます。虐待防止法がなかったら、皆さんはその虐待に対して何の対応もできないのかといえますと、虐待防止法ができたのは平成17年のことですので、それ以前に虐待があっても何の対応もしていなかったかといえますと、そんなことはないわけです。

結論から申し上げますと、虐待防止法がなくても、本来、虐待対応というのは可能です。虐待防止法で新たに市町村に与えられた権限というのは、実はごくわずかです。行政はもともと老人福祉法という法律で、老人の福祉増進の義務を負っているところです。虐待というのは犯罪行為になり得るところですので、警察の介入も期待できるものが多いです。

身体的虐待であれば暴行傷害等になり得ますし、ネグレクトであれば保護責任者遺棄になります。心理的虐待、性的虐待もそれぞれ刑法上の犯罪になり得るところで、経済的虐待にしても、こちらは親族ですと刑が免除されるということもあり得ますが、横領、詐欺、恐喝などに該当し得ます。いずれにしても民法上の不法行為になり得るところで、損害賠償請求の対象にもなるにも関わらず、どうして虐待防止法が作られたかと申しますと、まず虐待の特色として、見えないところで行われるので、虐待が発見されにくいということがあります。

虐待する方も虐待をするつもりでやっているわけ

ではなく、家庭内で気がついたら不適切なケアがエスカレートして、虐待と評価されるようになってしまったというところですので、これを早期発見の努力、政策を義務づけたというのが法律の目的になります。法律を作るまで、そもそも虐待とは何かよく分からないという問題もありました。これを法律で5類型に明確化したわけです。

これがないと、心理的虐待や経済的虐待などで、殴ったり蹴ったりはしていないから虐待と違ってよいのか分からないと、対応をためらっていた人もいたのではないかと思います。さらに虐待かもしれないけれども、どうすればよいのか分からないといった声に応えるため、通報制度も設けています。まずは通報ということで、対応を分かりやすくしたところがあります。

他にも、何とかしたいけれど、どの機関が責任を持って対応するのか分からないといった問題もありましたが、責任の所在をはっきりさせました。法律上、責任は虐待を見つけた人にあるわけではなく、市町村にあります。ここで虐待を見つけた人が通報義務によって市町村に情報を上げて、情報を受けた市町村で責任を持って対応するというスキームができ上がったわけです。

明確になった虐待5類型をまず挙げてみました。以下、個別に内容を説明していきます。

身体的虐待ということで、定義としては高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいうとされています。

暴力的な行為で痛みを与えたり、身体に痣や外傷を与える行為、本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為、暴力的でなくても本人の利益にならない強制による行為で痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず、高齢者を乱暴に取り扱う行為などが当たります。

例えば医学的根拠に基づかないリハビリを強要したり、無理やり食事を口に入れたりすることなどはこれに当たります。外部との接触を意図的、継続的に遮断することも身体的虐待の一つです。身体の拘束や自分で動くことを制限したり、外から鍵をかけて閉じ込めたりすることなどがこれに当たります。

ネグレクトは、法律上の定義をそのまま述べますと、高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待と同様の行為の放置など、養護を著しく怠ることがネグレクトに当たります。

もう少しこの定義を分析的に表現してみますと、まず意図的であるか結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている人がその提供を大きく放任してしまうこと、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体、精神的状態を悪化させること、またその専

門的な診断や治療ケアが必要であるにも関わらず、高齢者が必要とする医療、介護保険サービスなど、納得できる理由なく使わせない、放置するといったこと、また同居人による、養護者でない同居人がやっている虐待的な行為を放置するのもネグレクトに当たります。

心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、残りの3つの類型をまとめて説明します。

この経済的虐待のところについて補足しますと、不当な処分か不当な利益なのかの判断で気をつけていただきたいのは、本人が同意しているとは簡単に認定していただきたいくないということです。

身体的虐待と違って経済的な利益を家族にあげるというのは、本人の真意であればこれは不当な利益だと言えるものではないですが、家族に身の回りの世話をしてもらっている状況で嫌なことなかなか言えない、特に本人の生活が立ち行かなくなるような財産の処分であれば、本人は本当にそれでよいと思っているのか、意思の確認は慎重にしていきたいところです。

虐待対応ですが、ここでは確認された虐待に対して、特に市町村がどのように対応していくべきかを述べます。

まず虐待に当たるかの判断にあたって、虐待している自覚は問わないでください。養護者が虐待する意思がなくても虐待にはなります。虐待かどうかは悪気があるかどうかでなく、客観的に判断されるべきです。

次に虐待対応の目的を確認しますと、まず高齢者の安全確保が第一です。その上で、よいケア関係の回復、よい関係の再構築、再統合になります。虐待対応のゴールは何かといいますと、その虐待の解消に加え、虐待が再発しない環境を整えることです。

その手順、方法としては、虐待の要因を発見した上でそれを解消し、さらにその要因の再発を防止すること、養護者支援も同様の流れで、養護者をして虐待に導いてしまう要因を発見し、解消して、再発しないように環境を整えていくことになります。

コロナ禍での虐待対応としてできることを考えますと、現在コロナの状況も改善しつつあるところではあるものの、まだ面会に消極的なところもあったり、施設にしてもご自宅にしても、コロナを理由に会えないといったことがある中で、なかなか面会を求めにくいところではありますが、慎重になり過ぎるのも危険です。生命の安全も大事ですが、尊厳の確保も大事ですので、そこは慎重になり過ぎないでいただきたいと思っております。

面会ができない場合でも、その他に取り得る手段を有効活用して安否確認、ケア関係の維持、回復を

考えたいところです。

次に、法的に取り得る手段を確認させていただきます。通報制度について説明いたします。

高齢者虐待防止法の7条1項では、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとされています。

一方では、そのような危険が生じているわけでもなく、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者発見した場合には、通報するよう努めてくださいと、努力義務ですが、2項ではそのように定めています。

虐待通報の基本について説明したいと思います。

ポイント1として、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の義務ですが、実際に虐待があったかどうかまでの確認は至らず、虐待なのかどうかという確認は、通報した人ではなく、市町村がやることです。

ポイント2として、通報を受けた市町村としては速やかに事実確認をする必要があります。速やかにというのがどのくらいを指すか、法律上ははっきりしていませんが、ものの本によりますと、初回相談から事実確認まで48時間を目安にするものとされています。

ポイント3は、その目的は、最終的には高齢者の権利利益の擁護であって、虐待対応というのはその手段、決して誰かの責任を追及することではなく、言うなれば高齢者と養護者のよい関係の回復を目的とするものといえます。

緊急性のある時は通報が義務で、そうでない時は努力義務です。先ほども申し上げましたが、緊急性というのは生命又は身体に重大な危機が生じている場合で、これは発見した人の義務とされています。

気をつけていただきたいのは、通報しないで様子を見て、見守りという名前の放置とにならないようにしていただくことかなと思います。

虐待通報において不安になる要因として、通報したことで支援者との関係が悪くなって、支援に支障をきたすのではないかという心配や、本当に通報者が守られるのかという心配があらうと思います。

ポイント1として、ここで虐待対応の目的に立ち戻っていただきたいのですが、虐待対応は高齢者の安全確保や、よいケア関係の回復が目的ですので、決して虐待をした養護者に責任を取らせることではなく、そういう意味では、養護者にこれは虐待だから通報します、これは虐待ですといったことを告げる必要はありません。

ポイント2として、同じように虐待対応の目的を考えれば、虐待と理解してもらわない必要もないのだと

思います。

例えばおかしな介護方法で高齢者を苦しめていた養護者が、正しい介護方法を教わって高齢者の苦痛がそれで解消されたのであれば、養護者に自分がこれまでずっと虐待をしていたという認識を持っていただく必要はなくて、親切な保健師さんやケアマネさんがいろいろ教えてくれて、楽になったと思ってもらえれば十分だと思います。

ポイント3として、その後の役割分担ですが、通報の先の話になってしまいますが、養護者と支援者との関係を考えると、関係が悪くならない方法で検討するというのも、会議の目的になるという意味では、その後、本人側でサポートする人と養護者側でサポートする人を分けて、例えば日常的に養護者に関わるヘルパーさんやケアマネさんには養護者支援に専念してもらおうというのも、養護者とのつながりを断たない方法になります。養護者支援も高齢者虐待防止の目的ですので、そういった役割分担も、その後そういうことを考えるようにしていると、通報もハードルは高くないのかなという意味で、ポイントとして挙げさせていただきました。

ポイント4として、基本的には、その後は任意の手段を利用して事実関係確認をしていきます。任意の手段というのは、後で述べる立入調査ややむを得ない事由による措置としての分離などを意識しての表現になっていますが、できれば任意で対応していきたいと思います。

その後のポイント5として、虐待防止法の8条で通報届出者の特定する情報を開示することを禁止するものとされています。これは通報者を守るためのルールとして存在しています。

いざ通報を意識した時に迷うところについて説明しますと、例えば心理的虐待やネグレクトの場合、威圧的な態度で怒鳴る、悪口などがある、本人も萎縮している、ただ本人は仕方ないとなっていて、家族が怒鳴るといのは昔からの性格だからと述べていたり、ストレスを溜めないように一緒に生活する接点を持たないようにしていると述べたり、これがいわゆるネグレクトに当たるのか、それとも家族が多忙だから仕方ないという話になるのかというケースがあったりすると思います。虐待かどうかがよく分からない、虐待とってよいのか、それともそこまで言うのは大げさなのかということです。

ただここも、家族が多忙だったら放置してよいというわけではなく、先ほども述べましたが、虐待対応は養護者を責めるためのものではないですので、養護者側が大変だな、気の毒だと思う事情があったとしても、それで通報をためらう必要はないと思います。むしろ虐待対応というのは養護者支援を目的にしていますので、気の毒な養護者を助けるための

ものだと思って臨んでいただきたいと思います。

次に本人が虐待と感じていない場合ですが、気をつけていただきたいのは、そもそも感じてないというのが本当なのかというところかなと思います。

目撃した自分がこれは虐待じゃないかなと思ったのは、自分だったらこんな扱いは嫌だなと思ったからだと思うのです。そうすると、本人が問題ないと言っていたとしても、それを真に受けて虐待通報を妨げる理由にはしないのがよいと思います。それと本人が困っていない場合と書いていますが、これも本当に困っていないというのが本当なのか、気をつけていただきたいと思います。

通報段階でのポイントに立ち返っていただきますと、虐待だと思ったら通報ですので、後の事実確認で虐待認定されなかったとしても、それは気にしないでください。10回通報してそのうち本当の虐待が何件か確認されたら、残りの通報も無駄ではなかったと言ってよいと思います。

虐待対応としての初動と対応段階のポイントの整理ですが、ポイントの一つに権限と責任は誰にあるのかを意識していただければと思います。

ポイント2として、ゴールはどこかの確認をしてください。ケース会議開くのであれば、会議ではその次にやることを必ず決めて、次の会議というゴールを設定し、それまでにやることを決めて、見守っていきましょうということではなくて、次までにこれまでは進めましょうという目的をきちんと作っていただきたいと思います。

虐待対応から続くその後の初動の話をしていきますが、ポイントの3は役割分担として、特に養護者支援の担当者、先ほども申し上げましたが、支援者と養護者の関係を保つためには、養護者支援に専念する担当者をきちんと作るべきだと思っております。

ポイント4のまとめとして、やるべきことは安否確認と虐待要因の発見、解消、これがスタート時に設定する目標であり、ゴールでもあります。

虐待対応は家族に波風を立てるようで踏み込めないとか、虐待行為を実際に見ないと対応できないとか、経済的虐待やネグレクトが疑われる場合に、判断が迷わないかといった問題があり、そういうところで不安に思われることもあるかもしれませんが、繰り返しになりますが、虐待対応は高齢者も養護者も助けるというものですので、通報は虐待だと思ったら、もうしないといけません。経済的虐待もネグレクトも、本人の言葉だけで否定しないで、客観的に健全な関係ではないなという視点で見ていただいて、そうだと思われたら、まずは通報を意識していただけたらと思います。

虐待認定の問題ですが、これは通報等を受けて、

もしくは状況を認知して虐待であると認定するかどうかの問題で、最終的には市町村の権限ということになりますが、市町村の担当者以外の方も協力して動かれるのであれば、同様に考えていただければと思います。

ここでのポイントとしては、虐待対応の目的を考えていただくと安全確保と虐待要因の解消で、制裁ではありませんので、少し抽象的な物言いですが、どんな人がやっているかというよりも、どんな事柄が問題になっているかということ意識していただければと思います。

先ほども申し上げましたが、なるべく任意の手段で、関係を維持できるように、ただ必要な手段は使わないといけませんので、そういうアプローチで臨んでいただけたらと思います。本人のみならず養護者も楽になるのが、虐待対応だと思っていただければと思います。

敵対的に関わろうとすると双方ともストレスになると思います。助けたいと思って関われば気持ちも楽だろうと思います。そうはいつでもどうしても敵対的になってしまうこともあるかもしれませんが、それでもどうにかして解消する機会が無いかを探ることを諦めないでいただければと思います。

立入調査ですが、高齢者の生命、身体に重大な危険が生じている恐れがあるときに、市町村の判断で住所に立ち入ることができる権限です。条文は後で眺めていただければと思います。

立入調査の限界と題しまして、罰金の制裁を武器にして家に立ち入る立入調査権ですけれども、できることにも限界があります。まず先ほども任意でと言いましたが、強制的に回答させてしまったら養護者は心のシャッターを閉じてしまいかねませんので、これはできれば最後の手段としていただければと思います。

とはいえ生命、身体に重大な危険があれば、それは直ちに実行しなければいけません。相反するような物言いですが、そのようなところがござい

ます。次にその要件に当たらないのに立ち入れば、住居侵入ということになってしまいますので、立入調査の要件を満たしているかについては、通報と違って慎重にいただかないといけません。

生命、身体に重大な危険の恐れがあったと主張しても、後でそれが思い込みであると指摘されては困るので、そこは様々な工夫で立入調査前に高齢者の生命や身体的安全確認を行ったことを組織内で確認することが必要だと思います。できる限り客観的な資料を確保して、聴き取りは記録しておく、ということが求められると思います。

最後に立入調査にあたっては、物理的な有形力の行使は認められません。どういうことかという、

鍵屋を呼んで、鍵を開けたりドアを壊して立ち入ったり、窓ガラスを破って部屋の中に入るといったようなことはできません。警察を呼んで協力を求めたり、立入調査を拒めば罰金になり得ることをアピールして従っていただくこととなります。

立入調査の実施にあたって考えていただきたいことは、実施するタイミングを慎重に確定していただきたいということです。

高齢者と養護者がともに在宅している時に行くのがよいのか、それとも養護者が外出しているタイミングを狙って行くのか、高齢者だけがいる時を狙って行くのか、ケースによって様々だと思いますが、その事案に応じて、どのタイミングで臨むか慎重に判断していただきたいと思います。

実施に先立って、高齢者の状況や養護者の態度などに関して予測される事態のシミュレーションをして、想定される事態に応じて同行者の調整をしておくべきだと思います。

条文ですと、警察の助けを得られることになっていますが、警察以外でも、例えば高齢者が衰弱していると推測される場合には医師や看護師などの同行を求めたいところですし、養護者に精神疾患が推測されるような場合には、精神科病院への強制入院等の要件の確認も備えて、場合によっては保健所職員の同行を求めたりすることもあるかもしれません。

次は、やむを得ない事由による措置です。いわゆるやむ措置といわれるものですが、条文は後で確認してください。

Q&Aということで、やむ措置とは要するにどうということかといいますと、高齢者と養護者とを分離する手段として、予め確保している特別養護老人ホームなどに高齢者を入居させることとなります。

特養に入所するとなれば、要介護認定が必要と思われるのですが、ここは高齢者保護の要請は要介護認定の有無に関わらないですので、要介護認定がされていなくても、やむ措置によって入所させなければならないと思います。

分離させた後、養護者や家族に措置先を伝える義務があるかという点、それは伝える義務はありません。基本的にはやむ措置が必要になって実施した直後ですから、養護者がその措置先の施設に訪問すれば混乱が生じることは恐れが高いところですので、仮に問合せがあったとしても、市町村で保護しているといったところまでを伝えれば足り、どこそこにいるとまで言わなくてよいと思います。ただもちろん、その虐待の対応の進展に応じて将来的には再統合に向けて面会させることはあり得ることだと思います。このやむ措置ですが、高齢者本人が明確に拒否をしてもできるのかといいますと、これは判断能力のある高齢者が明確に分離を拒否している場

合には、やむ措置での分離はできません。本人の明確な拒否の意思がある場合にはこれはできません。ただその場合でも、粘り強く接触を続けて、高齢者本人の理解を求めていただきたいと思います。

本人が離れたくないと言っているから仕方ないねといって放置することになってしまうと、それでは市町村として役割を果たしているとはいえないこととなります。

面会制限ですが、これは養護者による高齢者虐待を受けた高齢者についてやむ措置を取った場合に、市町村長や当該施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者法の観点から、養護者と高齢者の面会を制限できるものとされています。

例えば連れ戻しの恐れがある場合、情報が足りないでそういう恐れがあるかないかを確認できない場合、それと高齢者がそもそも養護者との面会を望んでないといったことや、面会すると高齢者の心身に悪影響を及ぼすと認められる場合、あるいはやむ措置の直後で高齢者が施設の環境などに慣れて、信頼関係が生まれるまで一定の期間を要する、やむ措置の直後でそういった事情がある場合には、面会制限、高齢者虐待防止法13条で取ることができることとなります。

今回は面会制限のQ&Aと題していますが、養護者以外の家族が面会を求めてきたらどうかです。

虐待防止法で明示的に対象としているのは養護者の面会を制限するという点で、養護者に頼まれてきましたと言う人はどうかということとなります。

これは養護者の伝言を伝えられたりすることで、高齢者が精神的に苦痛を被ることもありますので、条文上、面会制限という措置は取りにくいところですが、その施設の長の施設管理権に基づいて施設への立入りを拒否することができると思います。

自分が管理している建物に入る人を制限するというのは、それはどんな施設でも会社でもやっていることですので、それを無視して入ってくれば建造物侵入ということになりますから、必ずしも高齢者虐待防止法で面会制限できる場合でないからといって会わせないといけないというわけではありません。

ただ、高齢者が会いたい意向を有していないか、それが健全な判断に基づくものであるとか、そういったことを判断して、場合によっては職員の立会いの上で会わせることも可能でないかと思います。

望ましい解決は健全な関係で養護者と高齢者が再統合することですので、最終目標に近づけるという意味では、職員の立会いの上であれば問題ないと思われるのであれば、できれば会わせてあげてもよいかもしれません。ただ、それも十分協議した上で判断されるべきだと思います。

やむ措置によらないで避難した場合も面会させな

いといけないのかということですが、ここも施設管理権に基づいて立入りを拒否できます。

成年後見制度の活用と題してのスライド、高齢者虐待防止法27条では市町村長が財産上の不当取引の被害を受けたり、受ける恐れがある高齢者について老人福祉法32条に基づいて審判の請求をするものと規定されています。

老人福祉法の32条でどのように規定されているかというと、そこでは市町村長が65歳以上の高齢者について、その福祉を図るため特に必要があるときに民法で規定されている成年後見などの審判の申立てができるとされています。そのような条文上の根拠で市町村長の申立てができるということとされています。

成年後見制度自体は民法に規定があるもので、高齢者虐待防止法によってできた制度ではありませんが、老人福祉法で市町村長に申立権があるものとされていて、さらにその高齢者虐待防止法でそれを積極的に活用しないとイケないということが定められています。

この後見制度を虐待に利用する意味について述べますと、法定後見の申立ては原則として親族や本人で行うものとしていますが、その親族がそもそも高齢者の預金を勝手に使うなどして協力を得ることが難しいといった場合には、市町村長の申立てに期待される場所だと思います。

例えば経済的虐待に関わらずネグレクトなどで養護者の方で病院にかかる必要はないとか、介護サービスが甘えであるといった少し偏った主張されるような養護者がいたとして、その意思に関わらず、後見人が医療契約や介護保険サービス利用など必要な契約を締結できるということで、そういった形で高齢者の生活を守ることができます。

法定の申立てをすれば誰でも後見人等がつくわけでは当然のことなくて、そこは認知症などの精神上の障がいや事理弁識能力が不足している場合に認められるものとされています。

まず後見というのは、事理を弁識する能力を欠く常況にあるものとされていますが、例えば長谷川式で一桁の点数ですと後見が必要とされそうですが、それだけで決まるわけではなくて、その他の事情で10点台でも後見となり得る場合があります。

それと保佐、補助については能力が著しく不十分といった形で規定されていますが、例えば精神障がいや2級だったりすると、保佐か補助かなといった見通しになります。

後見の場合ですと、成年被後見人の法律行為を取消することができます。

日用品の購入などはできますけど、逆にいうとそれぐらいでしか単独でできることがなくなってしまう

います。後見人には包括的な代理権を与えられていますが、この包括的というのは何でも代理して契約できるということですが、逆にいいますと遺言を書いたり、婚姻したり、婚姻届出したり、そういった契約と違うことまでは代理できませんし、居住用不動産の処分などは家庭裁判所の許可が必要とされています。

保佐、補助については、保佐人、補助人が同意しなくてできないはずいぶん限られており、保佐の場合は代理権付与するには本人の同意が必要とされていますし、補助の場合には、審判開始、審判申立自体について本人の同意が必要とされています。

成年後見人の権限等と書いていますが、こちらのスライドは後でご覧ください。

成年後見制度をどんな場合に活用するのかと申しますと、例えばグループホームに入居している高齢者が預貯金の管理の一切を息子に任せていたが、その息子がどうやら事業資金に、預金や年金をつぎ込んでいるようであるとのことで、ホームの施設費が滞っているなどです。そこで高齢者に後見人をつけることで、預金の管理を後見人に一元化して、預金や年金の流出を止めて滞納している施設費の支払いを交渉するといった流れがあります。あるいは頻繁に消費者被害に遭う高齢者のために、独居の高齢者がいたら後見につけることで、不当な契約が単独でできないようにすることができます。

ただ、事理弁識能力に問題があるという形でない限りとして後見人をつけることができませんし、独自のこだわりで自分の財産消費するようなことがあっても後見人をつけることはできません。

それとその後見人ができるのは先ほど申しましたが、婚姻届を出したりとか遺言を書いたりとか医療同意したりとか、そういうことまでできるわけではないので、ここが限界かなと思います。

セルフネグレクトと題して、コロナ禍でもセルフネグレクトの問題はありますが、今日はケアラー支援がテーマになっていますので、こちらの項目は飛ばして、養護者支援に関する意見まで飛びます。

意見といいますが悩みみたいなものですが、こういった問題があっても頼ってくれない養護者でも、定期的なアプローチを繰り返したり、訪問時間を少しずつ変えてみたり、無理に反発するポイントに立ち入ったりしないで、受け入れやすいポイントを探していきながら、継続的にコミュニケーションを取って、そうこうしているうちに養護者が例えば病気になったり、生活保護を求めてきたりと、状況の変化で助けを求めてもらえることがあると思います。

養護者支援で法律問題などであれば、支援者の方から弁護士など法律相談をしてもらってもよいかと

思います。弁護士であっても解決できない、弁護士で解決が適当でないと思われることでも、どこに相談すればよいのかといったことはお示しできるのではないかと思います。

養護者支援の責任ということで、今回のテーマであるケアラー支援につながるところでありますけれども、高齢者虐待防止法の14条1項で養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導、助言、その他必要な措置を講ずるものとされています。

市町村は養護者の負担を軽減するために必要な措置をとる責任があるものとされています。具体的な支援方法につきましては、本日この後の講演やディスカッションで掘り下げていけるかなと思っております。

関係者の連携の取り方と書いていますが、虐待対応をしていますと、他の機関と連携が取れていないのではないかと思うところがあるかと思います。

関係者間で目標が共有できない可能性もありますので、そういう時こそ共同の研修を開いていただくことで意識を共有したり、会議で役割分担することで責任の所在を確認していくといった作業が必要になるかと思います。

まとめのようなお話になりますけれども、虐待対応は、その究極目的は高齢者の権利利益の擁護で、虐待対応は表面上の同意を重視しないで、客観的事実から考えていただきたいところです。

自分がこの人の子どもだったら、自分が親だったら、自分だったらどうするか、本人が元気な時だったらどう考えたか、ということを考えてください。特定の人が行ったりするわけでなく、支援者の都合で当事者の希望を切り捨てないようにしていただければと思います。

将来自分が高齢者になった時に、どんな社会であってほしいか。自分も不幸になりたくないですし、養護者になる家族にも不幸になってほしくはないと思います。

今日お話ししたことが、そんな皆様のお仕事に少しでもお役に立てれば幸いです。

コロナ禍で伝えたいことですが、繰り返しになりますが、慎重になりすぎないでください。

面会できない場合でも、その他に取り得る手段を有効活用して、安否確認、ケア関係の維持、回復を図っていただきたいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

【司会】

井川先生、ありがとうございました。

高齢者虐待防止法の施行から15年となりますが、

法の目的、虐待の種類、そして成年後見制度についてご説明いただきました。

井川先生には、この後15時30分開始予定のパネルディスカッションではコーディネーターをお願いする予定です。

■ 基調講演②：ケアラーが抱える課題

【司会】

続いて、「ケアラーが抱える課題」について、一般社団法人日本ケアラー連盟の理事であり、北海道社会福祉協議会事務局長の中村健治様にご講演いただきます。使用するのは資料3となります。

中村事務局長、よろしくお願ひいたします。

【中村氏】

ご紹介いただきました、日本ケアラー連盟の中村でございます。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

私は、約10年前より日本ケアラー連盟の設立から関わりまして、ケアラー、ヤングケアラーに対しても支援、そういう取組みを進めておりますが、最近少しずつですがケアラーやケアラー支援という輪が広がってきていることに大変嬉しく思っています。北海道においてもこれから条例化というところも進んできていることに対して、大変感謝してございます。それではこれから、ケアラーが抱える課題についてお話をさせていただきたいと思ひます。

概ね40分、これからケアラーが抱える課題についてお話をさせていただきますが、最初のところでは先ほど行政説明もございましたが、ケアラーとはどんな人、ヤングケアラーとはどんな子どもということについて、ぜひもう1回ご理解をいただきたいということで、そこから進めさせていただきたいと思ひます。

現時点では、日本においてケアラー、ヤングケアラーについての法令上の定義がございませんので、私ども連盟で定義したものを説明させていただきたいと思ひます。

ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の介護、看護、療育、世話、気づかいなどケアの必要な家族や近親者、友人・知人などを無償でケアする人、と定義をつけさせていただいてございますが、具体的には、障がいを持つ子どもを育てている、健康不安を抱えながらも高齢者が高齢者をケアしている、仕事と介護で精一杯で他に何もできない、仕事を辞めて1人で親の介護をしている、遠くに1人で住む高齢者の親が心配で頻繁に通っている、目を離せない、家族の見守りなどのケアをしている、アルコールや薬物依存、引きこもりなどの家族をケアしている、病気や障がいの家族の世話や介護をいつも気にかけているという例でございますが、これらのケアラーの中で18歳未満の子どもを、ヤングケアラーと定義づけさせていただいております。日本ケアラー連盟ではヤングケアラーについて具体的に紹介してございますので、それについてご紹介したいと思ひます。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいひます。

ここでいう家事や家族の世話、看護、ここについてももう少し具体的に説明させていただきたいと思ひます。

家事や家族の世話、介護ですが、買い物ですとか料理、掃除、洗濯などをしている、手伝っている、障がいや病気のある家族の身のまわりの世話をしている、障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしているというように、これについては分かりやすいと思ひますが、次の感情面のサポートとは何ぞやということになってくると思ひますので、具体例を示したいと思ひます。

精神的に不安定なお母さんを慰めたり支えたりする、死んでしまえ、出て行けという暴言を吐かれてそれを受け止めている、そしてアルコール依存症のお父さんの愚痴をずっと何時間も聞いているというような感情面でのサポートというの、ヤングケアラーの担っているところでございます。

その他はどういうものがあるのかということ、一つはコミュニケーションサポートというところがございまして、これは日本語が第一言語でない家族や、障がいのある家族のために通訳などを行っている、コミュニケーション補助をしているというところがございまして、その他でいひますと、医療的ケア、アルコールですとか薬物ですとか、ギャンブル問題を抱えている家族に対応している、がん、難病、精神疾患などの慢性的な病気の家族の看病をしているなどがあります。それと気づかいという部分では、目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしているというところでございます。

その他としては、家計を支えるために働いていた、障がいや病気のある家族を助けている、生活の管理や金銭の関係書類の管理などを行っている、障がいや病気のある家族が福祉サービスを利用している場合、ケアマネなどの担当者とのやり取りをするわけです。それは生活のマネジメントをしているといひてもよいと思ひます。

このように、本来大人であれば普通に行っていることが、どうしても子どもであると負担感や緊張が伴うこととなります。

それでは、どうしてケアラーの支援が必要なのかということをお少し考えていきたいと思います。

ケアラー問題で昨今耳にする言葉としては、老々介護、場合によっては老障介護、そして8050問題、ヤングケアラー、ケアラーの孤独や孤立、介護うつや介護ストレス、介護疲れ、介護殺人、介護自殺、介護心中、介護離職、そういう様々な言葉が聞かれると思ひます。

ここで具体的に書かせていただきましたのが、介護殺人、心中はひと月に3件起こっています。そして介護離職は年間10万人です。関西での調査でございますが、高校生のうち20人に1人は家族のケアをしていると回答しています。

日本労働組合総連合会が介護保険の創設、そして高齢者虐待防止法の制定の前後で調査を行ったもので、1994年と2014年です。これはかなり衝撃的な結果となっていますので、少しご紹介したいと思います。

介護保険制度や高齢者虐待防止法ができて、約3人に1人は介護者が要介護者に憎しみを感ずると、あまり変わってないということが大変衝撃的だと思います。

介護保険は介護の社会化、そして高齢者虐待防止法では養護者支援ということがいわれますが、家族介護における実態が変わったのかと感じてしまうところでございます。

次ですが、高齢者虐待防止法施行後の養護者による高齢者虐待の相談通報件数と、虐待判断ケースの件数の推移ですが、2006年度には1万2,000人超であったものが年々増え、2019年度には約1万7,000件になってございます。その中で要因としては、介護疲れ、介護ストレスが48.3%と概ね半数になっています。

先ほど見ていただいたケアラー支援がなぜ必要なのかというところで、ケアラーがケアを担う中で介護うつ、介護ストレス、介護疲れが大きな問題となっていて、こういうことから高齢者虐待との関連が見てとれると思います。

ケアラー支援がなければ、介護うつや介護ストレス、介護疲れにより、結果として高齢者虐待が起きてしまいます。言い換えると、これは社会問題に隠れている課題なのではないでしょうか。特に介護殺人や介護心中、介護自殺などはその延長線上にあると考えられます。

このような現状を踏まえて、私たち連盟では2015年度にケアラー支援フォーラムにおいて、介護殺人を取り上げさせていただきました。

実際のケアラーの方々に今の介護殺人の現状を踏まえ、ケアの体験談と心の想いを述べていただきました。その中で介護殺人、それは私だったのかもしれないという声も出てまいりました。

昨今の社会保障財源や介護保険財源の圧縮、逼迫を背景に、介護は在宅地域での流れが主流になってきている中、介護を担える家族は大変厳しい状況に置かれています。

介護で追い詰められ、孤立無援の中で介護心中や介護殺人というのは他人事ではないと思います。今一度、ケアラー問題について関心を持っていただき

たいと思います。ケアラーは特定の人になるものではございません。いつ誰がケアラーになるか分かりません。そして誰しもがケアを必要とする側になるか、ケアをする側になるという認識を持っていただきたいと思います。特に家族介護という概念の中でケアラーであるということ意識できなかったり、外に対してSOSを出すことができない、出すことを戸惑うなど様々なことも考えられます。そういうことも含めて、ケアラーを支援するための社会の仕組みについて少し考えていきたいと思っています。

現在の日本におけるケアが必要な人のための法制度は整備されてきております。

しかしながらケアラーを支援するための法制度がなく、ケアラー支援のサービスが乏しいことで、ケアラーはケアをすることだけを求められ、自分の人生、生活、健康を奪われてしまっているのではないのでしょうか。

ケアラーになっても、その人らしく生きていける社会の仕組みが必要だと考えております。仮に、ケアラーに支援がなければどのような状態になるかということ具体的にイラスト化してございます。

ケアラーは自分の体調や健康を気づかう余裕がない、心身の健康を損なう、そうすると社会は医療費や介護費用が増加します。

ケアラーは介護費用、生活費が増える低所得、無収入、低年金になります。そうすると社会は、生活保護費が増します。

ケアラーは離職する、失業する、ミッシングワーカーになる、そうすると社会は労働力不足、税や社会保険料の負担者が減ることになります。

次がケアラーは結婚をためらう、パートナーができにくい、社会は少子化が進む、ケアラーは社会から孤立する、自分らしい人生が送れない、社会から評価されていないと感じる、社会不安が増す、社会活力が低下するというところで、ここでいくつかの例を挙げましたが、ケアラー支援がなければ、社会的には深刻な問題が次々と出てくると述べましたが、その参考になる取組みがございます。

特に労働力ですとか、お金についての影響が出てくるというところで参考になるのがアメリカの動きでございますので、少しご紹介させていただきます。

これは2018年にRAISE家族介護者法というのがありますが、これはちょうどトランプ大統領のときです。

私もいろいろと調べていく中で、トランプ大統領がケアラー支援に関心を持つのかなと思いました。これの前段になりますのが、2015年にケアラー調査がアメリカで実施されております。そしてその結果として、老親介護のために離職する50歳以上の

人が失う生涯給与、その他の額は平均30万4,000ドルであったというグラフが出ています。これは当時の日本レートで考えると3,000万円と少しです。

そして75歳以上の10人に1人はケアラーであったこと、ケアラーは月平均24.5時間ケアをしており、そのうち23%が41時間以上ケアをしていた。そして主に30時間以上働く人は、ケアにより仕事の中断がある。これが離職問題です。それと30時間未満であっても、就労状況を変化させた人が多いということが調査で明らかになりました。

その中で特に、アメリカで家族を無償で介護していると予測されたのが4,000万人でございます。その4,000万人のケアラーの労働価値を国で算出しまして、年間4,700億ドル、これは当時のレートでいうと50兆円を超える額ですが、アメリカでも試算して、その額がスーパーマーケットチェーンのウォールマートの年間売上げとほぼ同じというところから、超党派で法案が議会を通過して2018年1月22日に、当時のトランプ大統領が署名して法制化されています。

このように、ケアラー支援がないことで労働力ですとか、お金にも影響するということがうかがわれます。そして当時、ホームページでも掲載されています。

それでは次に、日本における実態について少し見ていきたいと思います。

日本では人口減少社会というところと、人口の高齢化や平均世帯数の縮小、それに伴います地域力や家族力の低下というのが起きてきております。

一方で、日本においてはケアラー調査という正式なものもなく、せいぜい国民生活基礎調査、その中で全世帯数に占める手助けや見守りを要する者のいる世帯、世帯割合という項目がございます。そこでケアラーの実態の一つ見る資料となっていると思います。

少し古くなりますが、2007年の全世帯数に占める手助けや見守りを要する者のいる世帯、世帯割合は10%で、10世帯に1世帯となっていて、次の資料でございますが、これは平成22年に連盟で全国5地域を対象に行ったケアラー実態調査でございます。

対象地域は都市部から町村部までということで、多様な地域を選定しております。ここで書いておきますとおり、今日この後ご発言いただきます栗山町さんにも協力いただきました。そして東京都は杉並区、それと京都府は山科区、そういうところがやっていますので、だいたい全国の都市部から町村部までというところで傾向が掴めるかなということで、実施させていただきました。

そうしますと、この5地域の回答では、ケアラーのいる世帯は27%で4世帯に1世帯、またここでいう気づかいケアラーさんを除いた数字であっても、

19.4%で、概ね5世帯に1世帯となっています。

その他、ケアラーの4人に1人は複数の相手を介護している、複数介護、重複介護という現状です。それとケアラーの13人に1人は子どもがおり、育児と介護の両方を担っているダブルケアタイプであったということが分かりました。

そしてこの結果については、先ほどご説明したとおり、都市部から町村部についてもほぼ地域差がなかったということから、日本におけるケアラーの実態と私どもは考えてございます。こう考えると先ほどの国の調査の10世帯に1世帯というのは、少なすぎるのではないかと考えてございます。

高齢化が進んでおり、世帯が縮小して核家族化が進んでいる中では、このケアラー問題というのは喫緊の問題だと感じているところでございます。

次は北海道の調査でございますが、先ほど行政報告もございましたので、話の流れに関わるもののみ紹介しながら進めさせていただきたいと思っております。

北海道では今年の7月から8月に実施をさせていただきます。この対象のケアラー調査においては、現に福祉相談、サービスに結びついているケアラーというところでの調査となっております。それとケアラーの性別は、概ね全国と同等の約7割が女性であります。そしてケアラー年齢については、全国との年齢区分が違いますが、30歳から64歳が最も多く、約5割となっておりますが、18歳未満から58歳以上まで幅広くケアラーがいるということがやはり分かりました。

次のスライドですが、これは高齢者の世話をしている人の状況です。

高齢者の世話をしている人の中では子どもが約6割で最も高く、そして障がい者の世話をしている人は父母が高く、7割強となっていました。そしてケアの頻度については、高齢者、障がい者とも毎日が最も多くて8割。そして1日あたりにおけるケアの時間、高齢者では1時間から3時間、そして障がい者では9時間以上が4割で最も多くなっています。このことから、ケアラーへの関わりの支援方策が違おうということも予測されますので、今後そういう支援構築の大きなヒントとなるかなと思います。

ケアラーが求めている支援では、相談できる人、場所、それと負担軽減、ケアを必要とする人へのサービス、これがだいたい8割から9割とすごく高くなっています。

そしてもう一つの表は、相談支援機関がケアラー支援として必要だという内容について書かれていますが、ここでは相談支援が必要というのが最も高くなっています。そしてあとは体制整備ということになってはいますが、こう見ると必要だと考えているが、ケアラーが求めていることはこれが足りない

といっているところがございますので、この差もこのデータとして理解ができたのかなと思います。

それと今回の調査で大変興味深く、行政説明でも説明がございましたが、緊急時などに代わりにケアをしてくれる人というところで、高齢者の場合には概ねヤングケアラーになると考えられますが、自分の子どもと回答している割合が25.7%と多く、障がい者の場合であっても17.6%となっていて、ケアラー世帯の4世帯から5世帯に1世帯の割合になっているという状況でございます。

このような状況からヤングケアラーはケアを必要としている世帯において、大人ケアラーが対応できない時に担っているという状況も浮き彫りになったのではないかと思います。

ヤングケアラー支援は単に子どもに対する支援や対応だけではなくて、ケアを必要とする人に対するサービスのより一層の充実、それと大人のケアラーに対する支援の必要性が重要です。家族支援、世帯支援、ファミリーサポートという視点が必要だと思います。

その他、先ほども少し出ましたが誰もいないというところも大変大きくなってきておりますので、概ね5世帯から6世帯に1世帯が孤立ケアというところになっているということがうかがわれました。これにつきましては先ほど説明しました介護殺人、心中が月に3件、介護離職が年間10万件、これにつながっているのではないかと考えられます。この部分に対する支援についても強化が必要と考えてございます。

それでは、ケアラーにどう向き合い関わっていくのか、支援策をどう考えていくのかについて、諸外国の動きを少し見ていきたいと思っております。このスライドにつきましては、代表的な取組みを行っている国を記載させていただきました。

オーストラリアやイギリス、それだけではなくて先ほどのRAISE家族介護者法というアメリカというのも載せさせていただきました。

このRAISE家族介護者法は、頭文字を取っている部分で、認識ですとか、支援ですとか、包含ですとかサポートですとか、関与する、そういうのを頭文字としながらの家族支援という視点でございます。ここについてはいろいろな国の取組みがございしますが、先駆的なイギリスについてのみ少し説明させていただきます。

イギリスのイングランドでは無償ケアラーを長期的な心身の疾患、障がい、又は高齢者に伴うケアニーズによって家族や友達などを世話する人を法律で定めています。

そしてザ・ケアアクト2014という2014年ケア法といわれているものですが、これはケアラーの新たな法的権利が組み込まれ、そこにはケアラーに対す

るアセスメントや支援を受ける権利が含まれております。そしてこの法律では、ケアラーは要介護者と同じように評価を受ける権利、アセスメントを受ける権利がございします。

この法律上のヤングケアラーの定義は、障がいや疾病でケアを必要とする人に支援を提供している18歳未満の人と、イギリスでは定義づけをしております。その他、イギリスの場合にはケア法というのがイギリス全体で州ごとやエリアごとに個別法作られていますので、そういう中ではウェールズ地方では2014年に社会サービス及びウェルビーイング法が作られていて、スコットランドでは2016年にケア法、アイルランドで2002年にケアラー及び直接給付法、そしてウェルビーイングや社会的ケアに関するケアラーの権利に言及した法律が作られてきています。

イギリスにおけるケアラー支援の制度化等様々な支援については、資料に書いてあるとおります。

ケアラー支援は国家戦略であり、それに基づく行動計画があります。そしてケアラーアセスメントが自治体に義務化されています。それですからケアを要する方がいたときに、その家族についてはアセスメントをするということがしっかりとされています。そして地域にケアラー支援センターがあり、情報や支援が受けられます。それとケアラーとケアが必要な人のウェルビーイングを高める実践がなされています。

イギリスの2014年のケアに関する法律ですが、ウェルビーイングの概念を法の中心に据えています。そしてその中では、予防的なサービスの提供も義務化されています。具体的な取組みとしては先ほどの調査結果から導き出した家族支援というところが、しっかりとここでフォールカムインアプローチという形で家族支援を中心としたアプローチをする仕組みになってございます。

そしてイギリスでは16歳以上の無償ケアラーに対して、ケアラー手当の受給対象としております。ただその時、フルタイムで学業を行っている人は対象外としています。

その他、スコットランド政府ではケアラー助成金を設立して16歳から18歳のケアラーを対象に、ケアに関わらない同世代の仲間たちが普通に行っている教育や研究への参加、自身の成長などへの活動を行えるように、毎年支援金が支払われているという取組みもございします。

そしてケアラーの孤立を防ぐためにコミュニティーの孤立防止実践の中でも、ケアラーを対象とした支援を実施しています。2018年1月17日にイギリス政府が孤独担当相というのを新たに任命した際に、当時のテリーザ・メイ首相が述べた言葉です。

「あまりにも多くの人々にとって孤独は現代の悲し

い現実だ。高齢者、ケアラー、そして愛する人を亡くした人たち。話す人がいない、考えや日々の出来事を共有する相手がいない人たちが、耐え忍ぶ孤独に向き合い解決するためのアクションをとっていききたい。だから孤独担当相を作ります」という話でございました。

これにつきましては、次の孤独問題については、2021年の6月にイギリスにおいてはケアラーの孤独の10の事実というものがまとめられました。そこではケアラーは他の人より7倍も孤独や社会的孤立を体験していると感じているというところがございます。そして孤独、もしくは社会的孤立していると感じているケアラーは約8割であるのに対して、週50時間以上ケアする人、障がい者のケアラー、24歳未満の人、10年以上ケアしている人の割合が高いというところでもございました。

ケアラーが他の人よりも7倍孤独にならないための、ケアラーの孤独解消のための7つの方策というものについて、ここに述べさせていただきます。

先ほど出てきましたロンドンでのイギリスでのケアラーセンター少しご覧いただければと思います。このセンターについてはチャリティー団体が自治体から委託されて運営していて自治体と共同してケアラー支援を行っています。そして立地的にも駅からすぐ近くというところを設定しているというところがございます。

次の地域、職場、学校、病院などの様々な場でのケアラーの気づき、支援する仕組みとしてケアラーパスポートというのがございますので、これは少しご覧いただければと思います。

ケアラーパスポートは、職域、病院、コミュニティー、メンタルフェイス、学校、大学だと様々な場でケアラーパスポートを活用した実践ができるように国がバックアップしてツールをダウンロードして活用できる仕組みです。

少し具体的にお話をしますと、このケアラーパスポートはケアラーの特定や支援に向けた様々な仕組みを提供するものです。病院や地域や職場などで幅広く活用されています。ケアラーパスポートの多くの場合は、ケアラーの身分証明としても使われるほか、緊急用のカードとしても機能しています。その他、地元の商店ですとか活動でも割引を受けられる地域もございますし、職場でのケアラーパスポートは最もポピュラーで、比較的スピーディーに実用化できて、これらを活用してケアラーのニーズ把握や雇用者の対応を行えるように勧めていて、このパスポートについては、イングランドの保健相が後押しをして、ケアラー行動計画の中にも組み込まれているというものでございます。その中でこれを活用することでケアをしていることに気づきやすくなったり、偏見を減らしたいということになっています。

少し事例を述べて、最後にお話しさせていただきます。

て終了したいと思います。

国内の取組みとしては、岩手県花巻市が平成21年の在宅介護者実態調査というのを市で行いまして、その中で在宅介護者の24%が軽度又は中度のうつ状況、うつ傾向にあったということで、それに対する発生進行防止として、見守りと健康維持などを目的に在宅介護者と介護相談、相談事業というのをスタートしています。

実際には、在宅介護者を対象として介護や生活上の悩みや不安を解消するという形で訪問相談員を配置しています。そしてこれの結果として、当初実人員とした900人ぐらい訪問してサポートしていた部分が、令和2年では538人になっています。これは何かというと、こういう相談を通じてサービスにつながっていったり、専門職との関わりができたりして、話を聞いていただくことで、ケアラーが安定してきて相談する件数が減ってきたという実績としてなっております。

その他、那須塩原市についてはなかなか既存の相談窓口相談できるという形でヤングケアラーだ、ケアラーだといってもやはりかなり敷居が高いということがありますので、24時間のLINEを活用していつでも相談できますという形でしています。これはヤングケアラー支援という表現で出ていますが、実際にはケアラー全般も対象としているという取組みでございます。

次の栗山町につきましては、この後のパネルディスカッションの中で森課長からご報告いただければと思います。

ここでは最後にこの4点だけ言って、終了させていただきます。

ケアラーの課題ということで考えますと、ケアラーの特徴を理解いただきたいと思います。

1つ目は、介護は家族に縛られている。詳細は述べませんので、ご覧いただきたいと思います。そして2つ目は、ケアラーが支援の必要性に気づかない。3つ目は誰に何を相談してよいか分からない。そして4つ目は将来の見通しが持てない。

こういう特徴を持ったケアラーというところを課題に、今後取り組んでいただければと思います。

説明はここで終了いたします。どうもありがとうございました。

【司会】

中村事務局長、ありがとうございました。

ケアラーは今後、日々の介護に苦慮する方々への支援や理解、携わる関係機関との相互連携も必要になります。その実態について大変貴重なお話をお聞かせいただきました。

■パネルディスカッション

：高齢者を守り、ケアラーを支援するためにできること

【司会】

それでは、パネルディスカッションに入ります。
「高齢者を守り、ケアラーを支援するためにできること」についてご議論いただきます。

はじめにご出演の方々をご紹介させていただきます。

コーディネーターは、基調講演に引き続き北海道高齢者虐待防止推進委員会委員長であり、札幌ことぶき法律事務所弁護士の井川寿幸様をお願いしております。

【井川氏】

よろしくお願いいたします。

【司会】

次にパネリストの方々でありますがお1人目は同じく基調講演に引き続き、一般社団法人日本ケアラー連盟理事であり北海道社会福祉協議会事務局長の中村健治様です。

【中村氏】

よろしくお願いいたします。

【司会】

お2人目は介護者支援ネットワークえべつケアラーズ代表の加藤高一郎様です。

【加藤氏】

よろしくお願いいたします。

【司会】

最後に、栗山町福祉総括兼福祉課長の森英幸様です。

【森氏】

よろしくお願いいたします。

【司会】

使用する資料は資料4と5となります。

なお、この後の進行は井川先生をお願いしたいと思います。井川先生、よろしくお願いいたします。

【井川氏】

改めまして、弁護士の井川寿幸です。

基調講演に続きまして、パネルディスカッションのコーディネーターを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

そしてこのたびのパネリストは、先ほどケアラーが抱える課題について講演をいただきました中村健

治さんに加えて、加藤高一郎さん、森英幸さんをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

中村さんには先ほど基調講演でお話いただきましたが、加藤さんと森さんは本日初登場ということになりますので、ここでご両人に一言ずつ、自己紹介をお願いできればと思います。

まずは、それでは加藤さん、よろしくお願いいたします。

【加藤氏】

札幌の隣にあります江別市において、ケアラー支援をさせていただいております。市民団体になりますが、団体の代表させていただいております加藤と申します。2015年から活動しております。

専門職の方というよりは市民で作り上げていく団体ということで、ケアラー支援に携わらせていただいております。本日はよろしくお願いいたします。

【井川氏】

加藤さん、ありがとうございます。

続きまして、森さんよろしくお願いいたします。

【森氏】

栗山町の福祉総括、そして福祉課長をしております、森英幸と申します。

先ほど中村さんの基調講演にもありましたが、本町では本年4月1日に全国の市町村で初めて、ケアラー支援条例を施行したところでございます。

本日はその経過などお話をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【井川氏】

森さんありがとうございました。

それでは本日は、このお三方にパネリストとして「高齢者を守り、ケアラーを支援するためにできること」についてお話をいただくこととなります。

プレゼンテーションとして、加藤さんにケアラーズカフェを運営されていて感じられたことを、森さんには栗山町で条例が制定されるまでの道のりについて、それぞれお話しいただけたらと思います。

それでは先に、えべつケアラーズ代表の加藤さんにケアラーズカフェについてお話をいたします。よろしくお願いいたします。

【加藤氏】

それでは活動についてお話させていただきます。

先ほどもお話ししましたとおり、江別市でケアラーズカフェをやらせていただいております。

栗山町さんではもうすでにされているということで、栗山町さんのケアラーズカフェに通わせていただきまして、いろいろお話を聞かせていただく中で

感銘を受けまして、江別でもできるのではないかなというところで、周りの方たちに声をかけて始めたというのが、最初の経緯でございます。

カフェを運営していく中で感じたことを皆さんに発信できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

えべつケアラーズということでございますが、スタートとしては、介護や看護、あとは子育ても含めて、ケアをしている方々を下支えするための団体ということで立ち上げました。

コンセプトとしても支える人を支えよう、あとケアする人をケアしよう、ということでやらせていただいております。

先ほどもありましたが、2015年10月からスタートしております。主な活動としてケアラーズカフェということで、認知症カフェとしても江別市の登録を受けてはございますが、基本的には認知症に特化した形ではなく、どなたかを支えている方々、子育てや高齢者介護も含めて、下支えをしようということでやらせていただいております。

平日、日曜日等々で設けて、できる範囲でということでもやらせていただいております。

実際のところ、やっている中では特にやはりケアラーの方々の集いの場、一番多いのはやはりいろいろ介護する中では愚痴を吐いていただいたり、あとはケアラーさん同士で情報交換できるようなところなんです。あとは場合によっては専門職の方々、行政の方へのコーディネートということで、橋渡し役といった意味合いも活動の一つとさせていただいております。

私どもは、実は役員やっている活動のほぼ皆さんケアラーの方がほとんどでして、自宅でお父さん、お母さんを介護されている家庭、認知症のご主人を介護をされている方々などが、皆さんの役に立ちたい、何か少しでもケアラーの皆さんにとって味方になってあげられないだろうかというところでの話もありまして、自分たちで団体を作ろうじゃないかということで活動したのがスタートでございます。

活動内容はケアラーズカフェのほか、研修や癒しといったところ、介護実技も含めて、あと子育ての勉強会、病気のことをいろいろ知ろうということで病気を学ぶ研修会、あと中には音楽鑑賞だとか料理教室だとかいうことで、たまに飲み会も開催したりしているんですけども、そういったものも含めて多岐にわたる活動をさせていただいております。

江別市にあります社会福祉協議会の一室をお借りしてやらせていただいております。実際には、日によっては来客の多い日、少ない日等々ございますが集っていただいております。場合によっては個別の対応、特に個別対応が必要でなければ集団でお話をしながらいろいろ聞き出せることを聞きながら、ご相談に乗らせていただいているといった形でございます。

ます。

実際にやっていく中で、こういったケアラーの皆様がいらっしゃいましたということの一部ご紹介させていただきます。

先ほども中村事務局長からもいろいろお話がありましたが、実際にここにあるとおり、介護状態のお母様、認知症のお父様を介護しているいわゆるダブルケアということでお二人を面倒みられているという女性の方です。

あとは発達障がいのお子さん、高齢のおじい様おばあ様を見守ったり、必要な際に支援をしている女性です。

小さい子と高齢者の方を両方見ているという方、あとは若年性認知症の奥様です。40代の奥様を介護している男性等々、いろいろいらっしゃいました。

特にいろいろとある中では、最近はやはり虐待のケースが多くなっております。

実際に泣きながらお話をされたりだとか、いろいろ叩いてしまった、つねってしまった、物を投げつけてしまった、そんな自分を責めながら話をしてくれるお客さんもたくさんいらっしゃっていただいております。

いろいろお客さんがいる中で、私たちが活動で気をつけているところが何点かあります。特にやはりご自身からご自身の悩みだとか、思いを口にできるように、なるべく前のめりな相談対応をしないように気をつけております。相談事は何か聞かせて、というお話の仕方はしないようにはしております。できる限り環境を整えて、その方が自分の思いを自分の言葉で発信できるような、そういった環境づくりに力を入れております。

あとは虐待もそうですが、虐待をした、何かしないといけないということではなく、まずしっかり受け止める。その方の思いを認めてあげる、共感してあげる、そこが一番肝に置いているところでございます。

あとは帰るときにやはり少し重苦しい相談を持って来ていますので、基本的には少しでも軽くして帰っていただくということが基本かなと思っております。次の約束も基本はしない、来たいときに来られるという形で活動させていただいております。

昨今増えているのがやはりヤングケアラーということで、私も20名近くのお子さん方と今やりとりをさせていただいております。

2017年ごろから相談の増加もありまして、主に今こちらが忙しくなっている状況で、女性が多いというところがございます。

先ほどもありましたが、基本的には関係性重視でやっておりますので、何かをしてあげる、聞いてあげるというスタンスではなく、こちらからは相談事は聞かない、相談事を言いやすい環境、関係性、信

頼関係をまずしっかり結ぶということです。やはりお子さんなんかはそうですが、資格があるからその大人に相談するとか、えらいから相談するという形ではないので、この大人は相談できる、信頼できるという関係性が一番肝かなと思っておりますので、そこに拘らせていただいております。あとは秘密をしっかり厳守するという事でやらせていただいております。

ケアラー支援ということで、少し差し出がましいですが、基本的にはやはりケアラーですので高齢者の方、ご本人さん、それぞれを中心にすると考えやすいですが、やはりバランスかなと思います。ご家族の幸せも考えるとといった視点がとても大事なかなと思います。

あとは身体的、精神的、私は関わっている中でやはり精神的に抱えているものの方が身体にはきついかなという認識はしておりますので、少しでも軽くできるような支援をということで、実践と評価を繰り返しながら、そこに力を入れてやっております。

これからもケアラー支援ということで活動を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【井川氏】

加藤さん、ありがとうございます。

つらさが共有できる仲間がいるというのは本当に心強いことだと思います。

それでは続きまして、栗山町の福祉課長の森さんには社協の活動から条例制定につながった経緯や、条例の目的、制定の意義、ケアラー支援推進計画の策定、そして町の現状などについてお話をいただければと思います。よろしく願いします。

【森氏】

改めまして、栗山町の森と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私からは栗山町ケアラー支援条例策定の経過ですとか、制定の意義、あるいは特徴についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、栗山町の人口ですとか高齢化の現状についてお話をさせていただきます。

介護保険制度ができたのが平成12年でございまして、当時の栗山町の人口は約1万5,000人、65歳以上の高齢者の人口は3,644人、高齢化率は24.5%でございました。

それから令和22年までの推計も記載しておりますが、年々人口は減少する一方で高齢者の人口は右肩上がりです。若干推計では下がっておりますが、高齢者の割合は多くなっているところでございます。

次のグラフにつきましては栗山町の高齢化率、そして北海道、全国の高齢化率と比べたものでございます。現在の栗山町の高齢化率は、全国平均に比べ

て10ポイント以上高くなってございまして、25年、20年後には2人に1人が高齢者と見込まれております。この現状につきましては、北海道内の郡部の多くの市町村に当てはまる傾向なのかなと思っておりますのでございます。

栗山町ではこのような将来の高齢化社会を見据えまして、介護保険制度が導入される前から福祉のまちづくりを進めてきたところでございます。

その一つが昭和63年、今から30年以上前になりますが、栗山町立で介護福祉士養成校であります北海道介護福祉学校を開校したところでございます。昨年までに2,242人の介護福祉士を全道に送り出しているところでございます。

こういった昔から、福祉のまちづくりが行われたという素地が栗山町にはあるということでございます。

続きましては、社会福祉協議会の活動からケアラー支援条例制定へということで、条例制定に至った経過でございます。

中村事務局長の先ほどの講演にもありましたが、平成22年に日本ケアラー連盟の調査協力がありまして、本町でもケアラー実態調査を実施したところでございます。栗山町では全世帯約6千世帯を対象に調査を実施し、全世帯の約15%に介護者、いわゆるケアラーがいることが分かりました。

ケアラー実態調査ですが、本町では5年おきに実施してございまして、このケアラー、気づかいケアラーも含めると年々増加しているという傾向にございます。この調査から分かったことですが、ケアラーのうち約60%の方が病気などの体調不良を訴えており、ケアラーの多くが日常生活で心身の不安を抱え、将来に不安を感じていることが分かり、ケアラーの問題が明らかになったところでございます。

高齢化により誰もが要介護者となり、誰もがケアラーとなり得る時代でございます。平成12年に介護保険制度がスタートしてから10年が経過していた当時、画一化した皆保険サービスだけではケアラーに対する支援は不十分である、それならば栗山町独自で支援しようということで、栗山町社会福祉協議会を中心に独自の事業展開を図ってまいりました。

社会福祉協議会ではアンケート調査を実施した平成22年以降、ここに掲げております命のバトン事業ですとか、ケアラー手帳の配布、ケアラーサポーター養成研修、ケアラーズカフェの運営など様々な支援に取り組んでおります。

このスライドはイメージ写真でございまして、左上は命のバトン。左下は2名のケアラー支援専門員が気になる方に電話がけをしているところでございます。右側、ケアラー通信です。本町の取組みについて主な事業につきましては、後ほどのディスカッションの中でお話をさせていただきたいと思っております。

ケアラーの事業は、栗山町の社会福祉協議会が中心となって進めておりますが、社会福祉協議会には事務局職員5名のうち事務局長と総務係長の2名は従前から町の職員を派遣しております。社会福祉協議会が実施するこれらの事業につきましては、基本的に町からの委託に基づいて実施されております。

しかし、町の財政状況によりましてその年によって予算が削減された時期がございまして、一時期ケアラー支援事業が停滞した期間があったところでございます。このような経緯を踏まえまして、恒久的なケアラー支援や財政的な後ろ盾といたしまして、ケアラー支援に関する条例が必要なのではないかと、この機運が高まりまして、関係者の中で協議が進められてきたところでございます。

これまで10年に及ぶケアラー支援活動の集大成として、そして誰もが安心して介護や看護ができる地域づくりを目指して、本年4月1日に栗山町ケアラー支援条例を施行したところでございます。

この条例の素案作成にあたりましては、町内の福祉関係団体、あるいは行政を交えて栗山町ケアラー支援推進協議会を設置いたしまして、この条例化に向けての協議ですとか素案を作成してきたところでございます。条例案を策定して議会の議論を踏まえまして、今年4月1日に施行されたということでございます。

このケアラー支援条例の目的でございますが、本条例はケアラーを社会全体で支え、すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指しまして、これを実現するために基本理念を定め、町の責務、そして町民、事業者、関係機関の役割を明確化しております。そして支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしてございます。

条例制定の意義でございますけれども、大きく3つあるのではないかなと考えております。

1つ目は介護保険制度でカバーできない部分を補完すること。これはケアラーの負担軽減のための介護の社会化の実現を目指しているところでございます。

2つ目は事業の継続性の担保でございます。先ほど町の予算の状況により、年度によって予算が削られたということがございました。そういうことがないように、条例の中に町の責務を明確化したところでございます。

3つ目は町民、事業者、関係機関の役割を明確にしたことで、町全体をあげたケアラー支援への体制を制度化した点であります。このうち事業者の役割の明確化につきましては、先行しております埼玉県のカケアラー支援条例にはなく、本町の条例を特徴づける規定の一つであるのではないかなと考えております。

先ほどの話がございまして、介護離職の問題、現

在、介護休業制度だとか法整備されておりますが、なかなか小さな事業所においては従業員が少ないということもございまして、休暇が取れないという状況がございまして、そういうことを少しでも減らすことができるように、今後は各事業所を回ってケアラーのことについて、いろいろと周知を図っていく必要があるのではないかなと考えてございまして。こういうことがないように、これはやはり条例を制定して根拠とする必要があるのではないかなと考えているところでございます。

しかし今回条例ができたからといって、それがゴールではございません。いかに町民の方に理解していただいて、支えていただくかというのが重要でございまして。

そこで現在本町では、ケアラー支援に関する施策を総合的に実施するために、ケアラー支援推進計画を策定しているところでございます。

計画にはケアラー支援の拠点の設置ですとか、あるいは相談支援体制、交流の場の設置、人材育成、啓発活動などを盛り込む予定となっております。別に条例がなくても、それぞれの市町村では様々な支援に取り組んでいることと思われまして。

しかし本町では、ケアラー支援条例を制定することによりまして、すべてのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる町を目指しまして、これまでの10年にわたる支援を足掛かりに、次の10年を見据えた福祉のまちづくりを目指しているところでございます。ケアラー支援という新しい視点を持つことで、町民が支援者として参加しやすくなります。

支える側と支えられる側との交流によりまして、町民の皆さんが将来にむけて準備する心が培われます。ケアラー自身が心身ともに健康で、働いたり、学んだり、遊んだり、人生を楽しむことができるように、苦労も負担もみんなで分かち合う、本当の意味での介護の社会化を実現する。ケアラー支援条例は、その足掛かりになるものと確信しております。ご静聴ありがとうございました。

【井川氏】

森さん、ありがとうございます。

先ほど私の基調講演で高齢者虐待においては養護者支援が大事だとお話ししましたが、虐待防止法ができてから長期間経ってもなかなか支援する仕組みができてない現状で、全国でも先駆的な取組みが北海道から生まれたことを私は誇りに思います。ぜひ他の自治体でも続けていただけたらと思います。

続きまして、次はディスカッションに入りたいと思います。まずパネリストのお三方から、それぞれケアラーの事例紹介をお願いします。

まず中村さんから、よろしくお願いたします。

【中村氏】

先ほど最後のところで、ケアラーの4つの特徴として、介護は家族に縛られている、ケアラー支援の必要性に気付かない、そして誰に何を相談したらよいか分からない、将来の見通しが持てないという特徴のポイントのみご説明をしましたが、それを実際にしたらどういうことなのかということをお少しご理解いただくための事例を、2つほど紹介をしたいと思います。

1つ目については、認知症の祖母を看取った20代の男性の方の声でございます。

記憶を失って妄想に苦しみ、不安のため家族から離れようとしなかった祖母の顔を今でも忘れられない。僕は祖母の介護と引換えに友達、学業、職、そして時間を失った。看取った後、知人からは、おばあちゃんは孫に介護してもらって幸せだったねと言われたが、果たして本当にそうだったのだろうか。僕が本当に欲しかったのは僕自身の生活と、祖母が幸せだと思える生活の両立だったのだと思う、と振り返って言っていました。

もう一つは、脊髄損傷の夫と自閉症の息子をケアする30代の女性の声でございます。

夫の介護のために家を2時間以上あけられず、子どもの学校行事にも参加できない。自分の高血圧と椎間板ヘルニアの通院もままならない。外部との関わりがなく孤立している。夫は7年経っても障がいを受け入れられず、将来がどうなるか分からない。希望を持つことも贅沢かと思う。スーパーでの買い物だけが自分の時間で、1日でもいいから自分の時間を持ちたい。こういう切実な声でございます。

そして事例として、先ほどの中で一つだけ、これはずっとやるというよりもその対象者がいた方、ケアラーさんがいたときに活用するもので、環境整備ということも含めての事例でございますが、最近、介護現場において見守りロボットや、その他様々なICTというのが導入されていますが、これをどのように地域として使っていくのかということで、2015年に栗山町でこの事業に取り組んでいただいたところがございます。そしてこれについては、在宅見守り支援ロボットを導入するという目的は、離職防止でした。最初に相談を受けたとき、地元で個人経営をされている社長さんが自分の親の介護でもう仕事が難しいかもしれないというご相談があって、自分が仕事しながら、家の近くに自宅と会社があっても、そこを行ったり来たりするのもかなり厳しいし、この前自分が知らないうちにお母さんがトイレの後に倒れていたということで、不安がかなりあるということで社長に相談がきたということで、見守り支援ロボット導入させていただきました。

その方の場合には、トイレに自分で行っていますが、だいたいトイレに行くと30分以内にベッドに戻ることが分かりましたので、トイレの出入口

にセンサー付きのケアロボを置いて、本人がベッドから起きてトイレに行くときに、このロボットがその介護をしている息子さんと社協と、そして包括とかそういうところに、その画像が届くようにさせていただきました。そうしたら、だいたい30分以内に今度は帰ってきた姿が映るところで、確認する仕組みにしたときに、30分以内にもしも帰ってこなかったら家族も分かるし、社協や包括でも分かるので、何かあったら家族がすぐに行けなくても、そういう専門職の人がすぐ行っていただくという関係を作ることによって、この方は離職をしないで済んだというケースがございます。こういう様々な支援策というのは、これまで行ってきたいろいろなサービスをどのようにこのケアラー支援に結びつけていくかということで、できてくるものだと思います。

先ほどの特徴の説明も含めて、一つの事例として紹介させていただきました。

【井川氏】

中村さん、ありがとうございます。

続きまして加藤さん、よろしく申し上げます。

【加藤氏】

江別での事例の紹介ですが、私どものところでは特にお話、ご相談で多いのはやはり虐待に関しての事例です。ここ1、2年の話ですが、ヤングケアラーのご相談とあわせて、この2つが主に事例として多いかと思っております。特にやはり虐待を自分でしてしまったということをお認識して、駆け込まれる方が江別では多いです。

実際に役所だとか行政に駆け込みたいけれども、いろいろ思うところもあって駆け込んでくださる方が多くいまして、叩いてしまったもそうですし、特にやはり多いのは、人格を傷つけてしまうような言葉を発してしまった、行動をとってしまったというものから、介護しているお母さんに意地悪でご飯をあげなかった、言うことを聞いてくれなかったからあげなかったというものです。ただ、皆さん共通していえるのは、その話をされている時とにかく介護で疲弊していて、自分が通常判断している、思ったりしていることと、今は異常な状態で介護をしているんだということをお自分自身で気づきながら、お話されている方が多いという印象を持っております。

実際にはダメなことっていうのはもう皆さん分かっている方がほとんどでして、叩いちゃダメ、強い言葉を発してはダメというのは分かっているけれども言ってしまったということで、自分自身を責めながら、泣きながら話される方がほとんどです。

ヤングケアラーに関しましては、特に思い入れが強いのは、札幌の大学生の女性の方でした。家族、自分のおばあちゃんと一緒に暮らして、お父さんは

すでに亡くなられていました。お母さんが精神疾患をお持ちで、おばあちゃんは認知症で、介護保険のデイサービスを使われているということで、デイサービスの送り迎えがありました。お母さんの受診の手伝い、あとは大学ということでかなり疲弊していました。すべて行いながらもやはり医療費で家計がきついということで、アルバイトをされているということでした。私がお付き合いさせていただいてしばらく経ってから、残念ながら介護で大学を辞めるということになってしまいまして、夜もお仕事しながら家計を支えているということで、非常にいろいろなことを抱えながらやっている若い世代の方も多いというところで、非常に印象に残っております。

【井川氏】

ありがとうございます。

加藤さん、駆け込まれる方というのは皆さんどんな伝手でお話しに来てくださるのでしょうか。

【加藤氏】

私どもの広報がしっかりできていないというのがありますが、知り合いの知り合いということで、知り合いから話を口コミという形で聞いてきたという方がほとんどです。

【井川氏】

ありがとうございます。

そのような形で、支援の輪が広がっていくことがあればいいなと思います。

続きまして、森さんから事例の紹介をお願いいたします。

【森氏】

栗山町がこれまで取り組んできたケアラー支援の内容につきまして、いくつかご紹介させていただきたいと思っております。

まず1つ目につきましては、平成22年から実施している命のバトン事業であります。ケアラー世帯や独居の高齢者世帯に安心カードを入れたペットボトルサイズのプラスチック容器を配布するもので、中に安心カードを入れて、緊急連絡先やかかりつけ病院の情報を記入することができて、容器は冷蔵庫の中に保管するものであります。冷蔵庫に保管するのは紛失防止、そして保管場所を冷蔵庫へと共通化することで、緊急時に駆けつけた救急隊員などが冷蔵庫を開き命のバトンを発見して、安心カードを見て適正な対応を迅速にとれるようにするためでございます。現在554世帯に命のバトンを配布しております。この配布にあたりましては、町内の民生委員さんの協力をいただいて配布しているところでございます。

2つ目です。平成24年から実施しておりますケア

ラー手帳の作成、そして配布であります。ケアラーの多くが介護という縛りの中で身動きがとれなくなり、自分自身の体調にも心配りができていない状態にあることから、ケアラーと地域をつなぐツールが必要であると考え、ケアラー手帳を作成し配布しております。全国の介護体験者の事例や相談窓口、気分転換法の紹介、何かの時のサービス早見表、ケアラーの体調チェック表、知っておきたい介護技術、訪問者メモなどが設けられまして、ケアラーが決して1人ではなく、多くの人と一緒に行動していることを知ってもらう内容となっております。

3つ目はまちなかケアラーズカフェ、サンタの微笑みの設置であります。1週間以上、人と話をしていない、あるいは介護の合間に息抜きできる場所があれば、などの声が多く寄せられておりました。ケアラーや独り暮らしの高齢者、認知症の心配のある方が今後増えていくことで、個々の世帯へのサービスが困難になることが予想されることから、支える側も支えられる側も自由に集まり、交流する地域のたまり場として平成24年度にまちなかケアラーズカフェ、サンタの微笑みを開設いたしました。昨今のコロナの状況で閉鎖していた時期もありましたが、今は開設しております。月曜日から土曜日まで1日あたり現在は20名ほどの利用者がいるところでございます。

4つ目はケアラー支援専門員の配置であります。令和元年にまちなかケアラーズカフェ、サンタの微笑みに、ケアラー支援専門員、通称スマイルサポーターとっておりますが、2名配置いたしまして、ケアラーの方が気軽に相談できる環境を整えております。さらにケアラー支援相談の専用ダイヤルを設けまして、電話相談や、このスマイルサポーターが各地に出向く出張相談会も実施しております。話に耳を傾けることで高齢者を取り巻く様々な事情を知ることができ、その要望の一つでも答えることができれば、高齢者を案じる近所の方々を支援することにつながることで実感でき、とてもよい機会となっております。

コロナで閉鎖していたときには、このスマイルサポーターさんがケアラー世帯ですとかあるいは独り暮らしのお年寄りの世帯に安否確認や、悩み事の相談に応じる電話をかけております。さらにまた後日お手紙を送りまして、コロナでも皆さんとつながっているということで安心感をお届けしているところでございます。

その他の活動といたしまして、ケアラー同士がお茶を飲みながら悩みを話したり、情報交換を行う家族介護者交流会を月1回のペースで開催したり、あるいは一般町民を対象に、ケアラーを認知していただくケアラー支援学習会を年1回開催するなど、ケアラー支援に関わる啓発活動も行っているところでございます。

【井川氏】

森さん、ありがとうございました。

パネリストの皆様から様々な事例、取組みをご紹介いただきました。

続きましては、パネリストの皆様にも、そのようなケアラーの支援で求められることについてお話をいただけたらと思うのですが、事前に加藤さんからの問題提起で、ケアラー支援を行うための旗振り役は誰になるのか、キーマンとなる職種、資格、団体は何かといった意見を出し合いたいといった提案がございました。

そこでパネリストの皆様には、このあたりについてもご意見あれば、お話いただけたらと思います。

まずは森さんから、ケアラー支援で求められることなどについてお話をいただけたらと思います。

【森氏】

ケアラー支援で求められることということで、先ほど申し上げましたが、条例を策定し、現在具体的な支援推進計画を策定している最中でございます。そこでこの計画に、どういうことをしていこうということを今いろいろと関係の皆さんと議論しているところでございます。

主に4つ、お話をさせていただきたいと思います。ケアラーといいますけれども、ケアラーという言葉自体、なかなか町民に浸透していないというのが現状ではないかと考えております。ケアラーを社会全体で支えるためには、ケアラーの存在ですとか、ケアラーが置かれている状況を広く知ってもらうことが重要でございます。そのために町民の皆様、あるいは事業者、関係機関が広報活動を積極的に行い、ケアラーは誰にも起こり得る身近な問題であるということを啓発することが重要になってくるのではないかと考えております。特に介護によりまして離職することがないよう、仕事と介護の両立支援に向けた取組みが必要になっております。先に実施したアンケート結果では、介護をすることになったため働く時間を減らした、あるいは離職した方も本町ではいらっしゃると思います。先ほども申し上げましたが、制度として介護休暇はありますが、実際には休暇の取得が難しく、就業環境の課題が見えてきているのも現実であります。ここは商工会議所とも連携しながら、企業や従業員が仕事と介護の両立支援に係る制度を理解していただくよう、働きやすい就業環境を整備するための啓発活動を実施する必要があるのではないかなと考えております。

2つ目です。ケアラー支援を担う人材の育成が必要になってまいります。今後在宅の生活を支えるためには、介護保険制度などの法的サービスだけでは生活全体を支えることは難しく、また介護の長期化によりまして、ケアラーへの負担につながりやすい

現状があります。生活全体を支える地域の仕組みづくりが必要でありまして、ケアラー家族の方に代わって介護者を自宅で見守りやサポートができるボランティアなどを要請し、町民同士が支え合うようなマンパワーの活動が求められているのではないかなと考えております。そのためにこのボランティアを養成するような仕組みづくりを考えているところでございます。

3つ目、ケアラー支援に関する活動の拠点が必要なのではないかと考えております。本町にボランティアセンターの機能を併せ持ったケアラー支援に関する活動拠点を現在指定、設置するべく準備を進めているところでございます。そのセンターはケアラーの支援だけに限らず、独り暮らしのお年寄りですとか、高齢者だけの世帯そういった方々の生活全体を支えられるような体制の構築も一緒に進めていかなければならないと考えております。

4つ目はケアラーの社会的孤立を防ぐための交流の場の設置であります。住み慣れた地域で役割を持ちながら、いきいきとした暮らしを続けることができるよう、歩いて帰れる範囲内に町民が集い交流することができる場として、ケアラーズカフェですとかふれあいサロンの開設など、行政は仕掛け人として、実際に運営するのは町民が主体となることができるような支援や要請を行っていきいたいと考えているところです。

先ほど加藤さんからケアラー支援を行う旗振り役の話もございました。旗を振る人、やっぱり核となる人がいなければならないと考えております。それは行政であったり、社会福祉協議会であったり、地域の介護事業所であったり、そういう方々と連携しながら推進していくことが必要なのではないかなと思います。誰かひとり、一つの組織ではなく、関係機関が連携しながら進めるべきではないかなと考えているところでございます。

【井川氏】

森さん、ありがとうございました。

続きまして加藤さんから、ケアラー支援で求められることなどについてお話をお願いします。ケアラー支援のキーマンについてもお願いします。

【加藤氏】

私からお話できるとしたら、実践的な現場の話にはなってしまうのですが、ケアラー支援では支援策というのはもちろん大事かと思いますが、私どもの中ではやはりそれ以上に先に気持ちの寄り添いだったりだとか、感情の共有というのは非常に大事なかなと考えております。一步を踏み出すためには、やはりケアラーの方のお話をいろいろかがっていると、こう対応してほしい、何かしてほしい以前に、まず聞いてほしいというのが、やはり関わっている中で

は、自分の中で話を聞いたり、自分の言葉で発信をした上で、話を言葉として出した上で自分の中で整理をして、そこで初めて一歩進めるのかなという気がします。そこで次の支援策につなげていくといったところで、やはり解決以上に思いや感情だとかを支援側がしっかりシェアをして、向き合うというよりは、一緒に同じ方向を向いてあげるとというのが、ケアラー支援に関してはとても重要なことだと思っています。どちらかというと、話を利く側、話す側という線引きではなく、同じ方向を見て悩むということが大事かなと思います。

旗振り役ですけれども、私もいろいろと江別市の中で進めていきたいという思っていますが、やはり栗山町さんが先駆的にやられているケアラー支援専門員、スマイルサポーターというのがキーマンで、介護保険でいうとケアマネジャー的な役割で、非常に重要な意味合いかなと思いますので、こういったポストが増えると、いろいろなところに波及していくのではないかなと思います。

ヤングケアラーに関しても特に、いろいろとその地区にいらっしゃると思いますが、スクールソーシャルワーカーの方が人数だとか配置の関係もありますが、キーマンになって支援策を進めていけたら、今後さらにケアラー支援は進んでいくのではないかなと思っています。

【井川氏】

加藤さん、ありがとうございます。

続きまして、中村さんにケアラー支援に求められることについてお話いただければと思います。よろしくをお願いします。

【中村氏】

当初このケアラー支援で求められることという点では、先ほど私の資料の中の説明できなかつた最後のところに、ケアラー支援の5つの視点というのを書かせていただきました。

それは皆さん方が言ったのを整理したようなポイントでございますので、これは後ほどをご覧くださいと思いますが、一つは発見の視点、一つは理解の視点、もう一つは共生の視点、もう一つは尊重の視点、もう一つは支え合いの視点という形で少し整理しています。いろいろポイントはありますが、一つはやはり、まずは道の先ほどの報告でもありましたが、今後進める上でのポイントとしては、ケアラー本人の自覚や、ケアラーに対する道民の理解、地域の仕組み、相談しやすい相談体制づくり、地域づくり、これにすべて含まれているかなというところで、そこそこのポイントは出てくると思っています。というのは、まずはケアラーさん自身の自覚というのは、かなり難しいです。そしてそのような面では、介護をしている方にあなたはケアラーです

といっても、なかなかピンと来なかったりする中、そういう表現をされること自体を嫌います。教育サイドとも組みながら、しっかりケアラー支援というのは誰もがなり得るということを前提としながら、他人事ではなくて我が事のように意識できるためには、これはやはり小さい時からの教育であったり、そういう風土をいかに作っていくのかというところで、自分がそういう状態になった時に人に助けてください、困っていますと言える状態、そして聞く側も単に家のことだから、あなたが頑張ればという話ではなくて、そうなんだと聞ける人たちになっていくということが一番重要だなということです。今度聞ける側、栗山町さんのスマイルサポーターがいいと思っていますが、もし後から教えていただければと思いますが、実際にはどういう方が寄り添うということでもかなり違います。そして専門職の方だと結構ハードルが高いです。何か相談をするというより、助言されてしまうのではないかなということもあって、なかなか行きづらさも持っている中で、自分の身近なところで寄り添っている人が定期的にやっぱり私を気にかけてくれて来て来て来ていて、ポロッと大変なんだよねと言って、それをこうあるべきではなく、素直に受け止めてくれるという仕組みというのは大変重要だと思っています。そのような方は誰がなるのかということが一番重要だと思っています。

もう一つケアラー手帳については、私どももできる限り10年前から普及したいと思っていましたが、先ほど言うていただきましたが、ベースは母子手帳です。ケアラー支援を考えたときに自覚の問題、そして関係機関とのつながりの問題と考えたときに、これに近いものは何だろうと考えると、子どもが生まれるときに母子手帳をいただく、それをいただく段階で自分は親になるという自覚が芽生える、そして十月十日の中で、保健師さんや関係機関とも付き合いを持てる、相談ができるようになります。そして今度、生まれた後に継続して支えてもらう地域の仕組みがあるということで考えたとき、ケアラーがケアラーになった時にみんな素人であるけれど、その時にそういう手帳があったとしたら、誰に相談したらよいのか、そして自分以外にも困っている人がいるのかなという事例も見ながら、自分として自覚したという助けにつながるという、そういうツールとして作らせていただいています。そういう面では先ほどのサポーターの関係とこの手帳については、どの時点でどのように配られているかということも今後のポイントになってくると思いますので、どちらかというと、支援策というよりも、少しおうかがいしたいということを含めて発言とさせていただきます。

【井川氏】

中村さん、ありがとうございます。

ここでそれぞれのパネリストの方から、他のパネリストの方への質問や意見などがあつたら、おうかがいしたいのですが、いかがでしょうか。

【中村氏】

今の点、もしよければサポーターと手帳の件で、森さんからお願いできるかなと思います。

【井川氏】

では森さん、お願いしてもよろしいでしょうか。

【森氏】

私どものスマイルサポーター、社会福祉協議会が2名お願いしております。

令和元年からですから、2年が経ちました。この方は普通の主婦の方です。もともと学校の先生をやられた方で、2名とも実際に介護の経験がある方ですから、専門職ではないということです。相談には自分の経験から相談に応じて、やはり介護につながるのであれば包括支援センターにつなげたりして、一時的に相談者に寄り添う、最初の相談を受けているということです。非常に丁寧な相談をいただいています。社会福祉士だとかそういう役職であれば構えてしまう、行きづらいということもあるのかなと思います。

本町はもちろん役場の窓口で相談を受けますが、スマイルサポーターさんは、先ほど申し上げましたサンタの微笑みというカフェの中で相談業務を行っています。町民の方は役場に足を運ぶのがやはり少し勇気がいる、運びづらい、行きづらいというのがあると聞いておりますので、やはり少しでも運びやすいところで、役場とは別のところで活動しているということになります。

それとケアラー手帳の関係ですね。中村事務局長がおっしゃるように母子手帳みたいなもの、これはよい表現だなと思いました。私どももこれを最初に平成24年に作って以来、変わっていないということもでございます。これは充実させていく必要があるのではないかと考えているものですから、これの扱いにつきまして、もっといろいろと相談させていただきながら、有効に活用していきたいと思っております。

【井川氏】

ありがとうございます。

もしよろしければ、この後30分ほど時間が残っていますが、残りの時間でケアラー支援のためにそれぞれの立場で、何をすべきか、最も重要と思われるところについて、ディスカッションをお願いできればと思います。

ここでも加藤さんから事前に問題提起いただいて

いまして、北海道でさらなるケアラー支援の輪、機運を高めるためにできることはないか意見を聞いてみたいといったお話をいただいています。

そんなお話をいただいているところですが、まず中村さんから、それぞれの立場で何をすべきかなどお話しいただいてもよろしいでしょうか。

【中村氏】

それぞれの立場というところで、これはケアラーさんの中でも大人ケアラーであつたりヤングケアラーであつたりします。ヤングケアラーであっても低学年であつたり高学年であつたりというのは様々なケアラーさんに関わっていく多様な形で考えていかなければいけないと思っておりますが、その前提として、その人自身が尊厳のある個人として、1人の個であるということがまずポイントになってきて、そういう視点を持つ必要性があると思っております。もう一つはその方の生き方、先ほど少し事例でお話ししましたが、その人がその人らしくというところを、介護をすることによってその方の人生が狂うことをケアを必要とする方、親族の方が喜んでいるわけではなく、自分のためにその方の人生が大きく変わって影響されるということのないようにしていかないと、これは両方にとって不幸なんだということも考えて、やっぱり関わりをいただきたいと思っております。家族の中でなんとか、親子だからとか兄弟だから、夫婦だからというところではなく、1人の個としてやってみていただきたいなと思っております。そして介護される人、する人の両当事者がともに尊重され、片方だけではないという視点です。ケアラーもケアをしたいと言っている方はほぼいません。やはり家族が支えたい、見ていきたい、一緒に1日でも長く家にいてもらいたいと思っているので、それを無理な状況、孤立、孤独化させることで難しくなっているという現状が多いので、無理なく介護を続けることができる環境をどう整備してあげるのか、実質的なものでいくのか、本当に声かけ含めたサポートでいくのかということもしっかり考えて、努力していただきたいなと思っております。

それと加藤さんの言った場づくり、そういうのも大変重要だと思います。それができるだけ身近なところにあつた方がよいです。杉並区のケアラーズカフェは病院の向かいに作っています。ケアラーさんは忙しくて、ケアラーが自分が休むためだけに時間を取っていくというのは不可能というところがあつて、その病院の時は介護、看護を必要とするそういう方を一緒にケアラーさんがついていって、その病院の看護師さんに預けて、その時間だけフリーになれます。すぐ向かいにケアラーズカフェがあつて、少し愚痴をこぼして帰ってくる。その少しの愚痴がその後、その要支援者の方に対する笑顔が変わるということにもなりますので、そういうところは

大変重要な視点だなと思ってございます。

【井川氏】

ありがとうございます。

そうですね、病院といったケアラーさんが集まりやすいところというのは、なかなかの視点だと思いました。ありがとうございます。

続きまして、加藤さんからお話をいただいてもよろしいでしょうか。

【加藤氏】

今、中村さんがお話しいただいたところと重なる部分もありますが、やはり基本的には我々もやっています。カフェという拠点を設けてそこでケアラーの方々が来るのを待つという姿勢よりは、介護保険でいうヘルパーさんみたいな形で実際にお話を聞きに行ったり、足を運ぶ、当事者の方が家にいるとなかなか難しいという部分もありますので、こちらから足を運ぶというような支援策というのが必要なかなと思います。アウトリーチではないですが、こちらで待つというよりもこちらから支援の手を差し伸べる手立てが必要なのではないかなということは今、江別でも考えております。

あとは拠点がやはり大事なかなと感じております。それぞれ高齢者の相談窓口としては、介護保険利用であれば地域包括支援センター等々ございますが、ケアラー支援に関してもやはりセンターまで大々的なものが必要かどうかは別として、やはり拠点となるところで、先ほども栗山町さんのお話もありましたが、身近な存在になるケアラーサポーターさんがそこに配置されて、そこからご自宅に出向くとか、何かあったときにその拠点に連絡ができるというような形で地域の拠点ができればよいのかなと思います。それが広がっていけば、各自自治体でケアラー支援に関する拠点ができ上がって、つながっていきます。私から問題提起させていただきましたが、ネットワークづくりにも役立つのではないのかなといったところで、できれば北海道がケアラー支援でつながっている皆さんで一つのネットワーク、つながりを作り上げて、いろいろな政策も含めてできたらといったところがございます。拠点づくりというのは非常に大事なかなと思いますし、それはケアラーであってもケアラーじゃなくても、地域にとってのストロングプレイスになるのではないかなと思っております。

【井川氏】

加藤さん、ありがとうございます。

そうですね、拠点といったお話がありました。まさにどうやって作っていくかというのは課題だと思いますが、すでに栗山町ではいろいろ取組みがされているところで、森さんからもお話をいただけた

らと思います。よろしく申し上げます。

【森氏】

ケアラー支援の目的でありますケアラーが孤立せず、社会全体で支える仕組みづくり、これが必要なのかなと思っております。

町民ですとか事業者、関係機関を問わず町全体にケアラー支援への周知が行われまして、それを理解する人材を増やしていくような仕掛け、これが行政に求められていることかなと思っております。

本町のケアラー支援条例には町の責務のほか、町民や事業者、関係機関の役割を明記しております。しかしそれぞれ、では何をすればよいのか、町民は何をすればよいのか、事業者は何をすればよいのかというのが、問われているところでございまして、現在策定を進めております推進計画の中に、それぞれが行うべき、難しい言葉でいえば行動指針といいます。私どもは少し柔らかく、それぞれの心掛けということで今、検討しているところでございます。まず町民の方は何をすべきか、どういうことを心掛けるべきかということ、ケアラーの理解を深めるために学びの場に参加します。あるいはケアラーに思いやりのある温かい声掛けですとか、さりげない見守りを行います。また、ケアラーと同じ目線でケアラーの話に耳を傾けます。そしてケアラーへの差別や偏見がないように発言やその態度に気をつけます。こういうことを町民の方の心掛けということで強制するものではないですが、心掛けるという気持ちを持って当たっていただきたいということです。

次に従業員を抱える事業者の心掛けとしては、これもケアラーの理解を深めるために情報収集や研修などの機会に参加し、その知識を深めます。従業員が仕事と介護の両立ができるよう、介護休業制度や介護サービスへの理解を深めるよう努めます。さらに従業員がケアラーであることを伝えやすい職場、あるいは介護休業や介護休暇を取得しやすい職場など、介護があっても安心して働くことができる就業環境づくりに努めます。それを事業者の心掛けとしているところでございます。

社会福祉協議会や介護事業所など関係機関の心掛けといたしましては、ケアラーの声に耳を傾けながら、適切な支援に結びつけます。ケアラーの支援を行うにあたっては町民や事業者、町は連携を取り、スムーズな支援につながるよう働きかけます。ケアラー支援に関する情報を収集し、学びの場に参加して知識を深めるとともに、その情報の発信に努めますということに関係機関にお願いする予定でございます。

そして町は、やはりこの計画の推進にあたりまして、町行政、私の福祉課だけではなく様々な課が一丸となって取り組みまして、それぞれがケアラー支援、高齢者の時代というものを意識した町づくりを

描いていただきたい。必要な施策の制度化、あるいはこの計画の見直しも進めていこうと思っているところがございます。

さらに先ほども申し上げましたが、ケアラー支援をするにあたって、やはり拠点となる施設、あるいは人材が必要になってくるのかなと思っているところがございますが、いろいろな人材を活用して支援を行っていきたいと考えております。

このようにそれぞれの役割、皆さんの協力をいただいて、社会全体で支える仕組みをなんとか整えていきたいと考えているところであります。

【井川氏】

森さん、ありがとうございます。

これまでの話をうかがって、私が少し思ったところとして、まずケアラーというのは自分が助けを求めてよい存在なんだということをもみんなに知ってもらうことが本当に大事なのかなということです。そういう意味では、どう広報していくかということも一つ課題になるのかなと思います。

例えば、限られた時間の中で許す範囲で、どんな関与、形でこれを皆さんに知っていただくかということ、そして相談するにあたって先ほど敷居が高いといった話もありましたが、この入口のハードルをどうやって下げていくかということも何かお話をいただけたらと思います。もう一つ、相談を受ける側にしても、相談を受けるとすべて自分で抱えないといけないと思うと、それはそれでハードルが高くなってしまわないかと思うので、そこを下げていく方法でどんなことができるか、少し提言みたいな感じで発案させていただきましたが、このように周知していったら広まるのではないかといったご意見もあればいただきたいと思います。

中村さん、いかがでしょうか。

【中村氏】

何回か申し上げましたが、周知のところは特別な形にすると、やはりかなり違和感が出てくるので、先ほど言ったケアラー手帳のような、極端にいうと介護保険からお金を払うよ、そしてそれは自分の親が介護保険を必要とする歳になったのと、自分も加齢に伴って介護保険の対象になるというところで、お金も払うということです。本来は高齢者介護だけで考えたら、介護保険料を払った時に母子手帳ではないですが、ケアラー手帳が配られて、あなたもいつケアラーなるか分からないということでしたら全員に普及できる仕組み、そういう日常の中にケアラーが浸透していくような、そしてまた助け上手は助けられ上手と言われていますが、実際には自分が助けた経験がない方が助けてとは言いづらいです。そう考えると学校教育の中で福祉教育であったり、日常的なボランティア、そしてもっと介護体験も進

めていって、そういう意識の中で、ケアラーが自然と浸透していくことで、普通に会話となることが大変重要なのかなと思っています。

【井川氏】

ありがとうございます。

自然に浸透していけば、本当にいいなと思いますし、浸透していくと、やはり同じような苦勞をしてきたケアラーの苦勞はケアラーが一番よく分かるといえますし、精神障がいを持った人を支える中でもピアサポーターがありますが、同じ苦勞を分かち合っている人にこそ相談がしやすく、いいところもあるのかなと思います。そういう意味で、ケアラーズカフェというのは交流の場ができて、本当に素晴らしい場だと思いますが、できればそれがもっと知れ渡るようにしたい、なかなか広報といっても大げさだとは思いますが、自然と浸透していく流れを作っていきたいところですが、どのように人の輪を広げていったらよいのかなというところを、加藤さんや森さんからもご意見いただけたらと思います。

【加藤氏】

広報に少し近いかもしれないですが、家での介護の悩みだとかつらいこと、苦しいこと、困っていることをなかなか気軽には出せないと思いますが、窓口を大なり小なりたくさん設けていくのは大事なかなと思います。私たちもこれから回数を増やしていこうと思いますが、コロナ禍でもあちらこちらに出ていました、いわゆるキッチンカーがありますが、ああいった形で介護の相談カーではないですが、商業施設の入口にキッチンカーで焼鳥を売っているような感覚で、相談できる窓口があって、誰かいてお茶を飲みながら話せるとか、コロナ禍だからこそ中ではなく、やはり外を使ってできること、こちらから出向いて、そういうところではなかなか話づらいこともあるのは重々分かっていますが、やはりこう話すきっかけをたくさん設けて、お話を聞いてケアラーズカフェにつなげていったり、しっかりその先につなげていくことが大事なかなと思います。そういった入口が大事なかなというところと、今はヤングケアラーに力を入れていますが、やはり学校の先生の理解だとか啓発というのは少し時間かかりますが、今年の夏休み期間も小学校とか中学校に出向いて、まず学校の先生にヤングケアラーというのは何ぞやというのを膝を突き合わせて、話をさせていただきました。先生だとか、スクールソーシャルワーカーだとか、教育委員会にまずはこういうものだということを正しく伝えていくことです。先ほども子どもたちへの福祉教育というのがありましたが、子どもたちに対しても授業の一環として、誰でもなり得るということで、ケアラーの話やそういったものは、教育として子どもたちまで裾野を広げていく活動は

大事なかなと思っております、今そういった活動を予定しております。

【井川氏】

加藤さん、ありがとうございます。

本当にケアラー、ヤングケアラーに一番身近な人にアプローチしていくというのは、とても有効な方法なのかなと思います。先ほどヘルパーさんの話を聞くために出向くといった話もありましたが、まさにその介護に関わる人に一番近いところにアプローチしていく、そこから広げていくというのが、今後の手掛かりになるのかなという印象を抱きました。

それと、私が先ほど申し上げたところで、相談を受ける方のハードルを下げるということをお話しましたが、相談を受けてすべて解決してくださいと言われると、それは相談を受ける方も躊躇すると思います。相談受けるだけでいいから協力してねというお願いの仕方があると、そういう人がいたら、少し話を聞いてくるわ、みたいにつながりやすいのかなと思います。そういう意味で、先ほど本人が困っているのに、身近な人に助けを求められていなさそうな人がいたら、ぜひ紹介してとお願いして、実際そのような話があれば、予め連携したいろいろな職種の人たちで情報共有し合って、サポートしてあげられたらと思って話しています。こんな私の思いつきみたいな話について、何かご意見いただけたらありがたいのですが、いかがでしょうか。

【中村氏】

今、日本で地域共生社会の実現という形の中で、今までやってきたいろいろな相談窓口というのは高齢者であり、障がい者であり、児童であり、困窮者であり、縦割りで、それを横につなげていく仕組みづくりということで国は進めています、なかなか進みません。ただ単に窓口を一本化したとか、そういう話になってしまっているということであると、このケアラー支援というのは、一つの契機になるのではないかなと思っています。ケアラーの多くは、複数介護しているということを見ると、自分の親も見ているし、障がいを持った子どもも見えています。そうすると、もしその人がその窓口に行ったら、親については高齢福祉課や介護保険課に行ってください、子どもについては障がい担当に行ってください、もしくは児童担当行ってください、そういうたらい回しに遭って、なかなか相談に行きづらくなっていくという現実があります。ケアラー支援というのは各縦割りが意識すると、自ずとネットワークを組まなかったら、1人の世帯を支える時に高齢者問題もあるよね、児童問題もあるよね、障がい問題もあるよね、そして離職問題も、困窮問題もあるよね、そう考えると全部をトータルで行う専門職というのはいけませんので、みんな専門分野を持った方が

横につながるというのは、そこで現実的な場面として見えてくると思っています。ケアラー支援をそういう視点で、ハードルを下げるというよりも、行く話を聞いてくれるというように変わる、そしてその時にこのことについては違うところだよではなくて、丸ごとやれるような仕組みができてくると、おのずと下がってくると思います。国が進めている共生社会の実現の重層的な枠組みにケアラーという視点が少し入るだけで、地域のハードルは大きく変わると私は思っています。

【井川氏】

ありがとうございます。

残りの時間が5分となったところで、最後にパネルディスカッションの締めとして、皆様にそれぞれまとめの一言をいただけたらと思います。

森さん、いかがでしょうか。

【森氏】

本町がこのケアラー支援条例を制定したことにより、まずいち早く北海道が動いていただきまして、北海道ケアラー支援有識者会議が設置され、実態調査が行われました。そしてケアラー支援対策が議論され、年度内ですか、条例が制定されるのかなと思っております。

この北海道の迅速な対応に非常にありがたいなと思っておりますし、また特に本町の条例を議会に提案したのが1月ですが、すぐに北海道の担当者が本町に来ていただきまして、いろいろ調査をしていただいたということは、本当にありがたく、私たちの取組みが間違っていなかったと思っております。

今後は本町のこのような取組みを他の自治体にも広げていくことが大事だと思っております、やはり先ほどの広報活動というのがありますが、私どもも現在本町でどういうことやっているということの広報をしていく必要があると思っております。

さらに今後は、やはりこのケアラーに対する支援というのがなかなか遅れているといえますか、これは国に対してですが、ケアラーの社会的支援に向けた法整備、あるいは財政支援を求めていかなければならないと考えております。そのためにはやはり、横のつながりや、あるいは北海道のご協力をいただきながらしていきたいと思っておりますので、改めまして北海道、そして皆様方のご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

【井川氏】

森さん、ありがとうございます。

それでは加藤さん、よろしくお願ひします。

【加藤氏】

今いろいろと条例を含めてですが、ケアラー支援

やケアラー問題についての機運が間違いなく高まってきたと思います。できればこういった時に道民の皆さんと国民の皆さん全体でケアラー支援、ケアラー問題のことを考えていただいくきっかけとなって、興味や関心を持っていただき、それだけにとどまらず、ケアラーは誰でもなり得ますので、それを通じて、家族のことや支えるということをも自分自身のことも含めて再認識したり、再考していただくような機会になればいいなと思います。

自分で何ができるか分かりませんが、まずは、北海道がケアラー支援向かって進んでいるところで、できることはさせていただこうかなと思っております。ありがとうございました。

【井川氏】

加藤さん、ありがとうございました。
最後に中村さん、よろしくお願ひします。

【中村氏】

いろいろお話しさせていただいたので、一言にしたいと思います。

北海道がこれから条例を作る、そして栗山町は自治体の先駆者、そういうことを含めて北海道がやはり全国のケアラー支援の先駆者だろうと考えています。今度の条例を含めて、魂として入れていただきたいメッセージとして一つだけあって、大切な人を介護しているあなたも大切な1人なんだよという、そのあなたがあなたらしくあっていいということをもまずしっかり入れ込んでいただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

【井川氏】

中村さん、ありがとうございました。
今回ケアラーについて深く考える機会をいただきまして、勉強になりました。本当に、支援する人が幸せでないと、支援される人も幸せでないですし、誰かが1人で抱え込まないで相談できるように裾野を広げて敷居を低くしていくということ、相談を受けた人はみんな連携して協力できる体制を作っていきたい、いかなければと思います。そのためにはいろいろお金のかかるところもあるかもしれませんが、これを機にいろいろな自治体、国に向けて発信ができたらと思っております。

以上で、パネルディスカッションを終了させていただきます。

それでは、司会に進行をお返しします。

【司会】

コーディネーターを務めていただきました井川先生、そしてパネリストの中村様、加藤様、森様、皆さん本当にありがとうございました。

それでは以上で、本日の高齢者の権利擁護を考え

る集いをすべて終了いたします。

なお、部分的に見逃してしまった方、もう一度見たいという方は、道のホームページでアーカイブ配信しますので、ぜひご覧いただければと思います。

本日は長時間にわたりご参加いただき、誠にありがとうございました。